

# 職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和元年10月

広島県人事委員会



## はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。





令和元年10月2日

広島県議会議長

中本隆志様

広島県知事

湯崎英彦様

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 職員の給与等について

地方公務員法第8条，第14条及び第26条の規定に基づき，一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し，あわせて，給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに，人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し，その実現のために所要の措置を講じられるとともに，報告の中で触れた諸課題について，解決に向けた取組を進められることを希望します。



# 目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成比		1
(2) 平均年齢, 年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成比		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与等の調査		4
(1) 給与改定等の状況		5
(2) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給		6
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		7
5 物価及び生計費		8
6 人事院の給与勧告等		8
7 結び		9
(1) 平成31年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		11

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告	1
1 人材の確保・育成等		1
(1) 多様で有為な人材の確保		1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進		1
(3) 人材育成		2
(4) 女性の活躍の推進		2
(5) 障害者雇用の推進		3
(6) 会計年度任用職員制度への対応		3
2 働き方改革と勤務環境の整備		3
(1) 時間外勤務の縮減等		4
(2) 両立支援の取組の推進		6
3 職員の健康管理等		6
(1) 職員の健康管理		6
(2) ハラスメントの防止		7
(3) 長距離・長時間通勤の解消		7
4 高齢層職員の能力及び経験の活用		7
5 不祥事防止に向けた取組の徹底		8

(別添資料)

**人事院の給与勧告等の概要**

給与勧告の骨子	別添	1
公務員人事管理に関する報告の骨子		2

# 職員の給与に関する報告



## 職員の給与に関する報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

### 1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

#### (1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,384人で、昨年に比べ149人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の51.2%を占め、以下、行政職24.6%、公安職22.0%、医療職1.2%、研究職1.1%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比 (単位：人)

区分 給料表	職員数			平成31年 職員構成比
	平成31年4月	平成30年4月	増減	
全給料表	23,384	23,533	△149	100.0%
行政職給料表	5,741	5,728	+13	24.6%
公安職給料表	5,143	5,148	△5	22.0%
教育職給料表(二)(ロ)	4,098	4,168	△70	51.2%
教育職給料表(三)(イ)	7,868	7,951	△83	
研究職給料表	263	263	0	1.1%
医療職給料表(一)	42	41	+1	1.2%
医療職給料表(二)	155	163	△8	
医療職給料表(三)	74	71	+3	

(注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による(以下、第6表までについて同じ。)

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(以下の各表において同じ。)

## (2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、41.5歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは教育職給料表(二)(ロ)の適用者（高等学校の教諭等）で43.9歳、最も低いのは公安職給料表の適用者（警察官）で38.1歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、39歳以下の各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、19.7年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは行政職給料表の適用者で22.0年、最も短いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で16.2年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区分 給料表	平均年齢		
	平成31年4月	平成30年4月	増減
全給料表	41.5	41.9	△0.4
行政職給料表	43.5	43.7	△0.2
公安職給料表	38.1	37.9	+0.2
教育職給料表(二)(ロ)	43.9	44.3	△0.4
教育職給料表(二)(イ)	41.1	41.9	△0.8
研究職給料表	43.5	43.4	+0.1
医療職給料表(一)	39.7	39.2	+0.5
医療職給料表(二)	41.9	41.1	+0.8
医療職給料表(三)	42.0	44.3	△2.3

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
平成31年4月	8.1	12.6	12.6	10.7	10.9	12.8	14.7	17.7
平成30年4月	7.5	12.4	12.1	10.3	11.5	12.8	15.5	18.0
増減	+0.6	+0.2	+0.5	+0.4	△0.6	0.0	△0.8	△0.3
参考 平成21年4月	3.8	7.5	9.2	11.7	13.6	19.1	21.2	13.9

■第4表 給料表別平均経年数

(単位:年)

区分 給料表	平均経年数		
	平成31年4月	平成30年4月	増減
全給料表	19.7	20.1	△0.4
行政職給料表	22.0	22.3	△0.3
公安職給料表	17.6	17.3	+0.3
教育職給料表(二)(ロ)	21.4	21.8	△0.4
教育職給料表(三)(イ)	18.6	19.4	△0.8
研究職給料表	20.8	20.7	+0.1
医療職給料表(一)	16.2	15.5	+0.7
医療職給料表(二)	17.7	17.1	+0.6
医療職給料表(三)	19.8	22.2	△2.4

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第5表のとおり、大学卒が80.8%と最も多く、次いで高校卒13.1%、短大卒6.1%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.4ポイント増加し、短大卒が0.3ポイント減少している。

【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位:%)

区分 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
		増減		増減		増減		増減
全給料表	80.8	+0.4	6.1	△0.3	13.1	0.0	0.0	0.0
行政職給料表	67.2	+1.1	10.3	△0.5	22.4	△0.7	0.0	0.0
公安職給料表	62.1	△0.3	3.8	+0.1	34.1	+0.2	0.0	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	95.7	+0.2	3.7	△0.3	0.6	0.0	—	—
教育職給料表(三)(イ)	94.1	+0.6	5.9	△0.6	0.0	0.0	—	—
研究職給料表	99.6	0.0	—	—	0.4	0.0	—	—
医療職給料表(一)	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(二)	92.9	△0.4	7.1	+0.4	—	—	—	—
医療職給料表(三)	95.9	△1.3	4.1	+1.3	—	—	—	—

(注) 「増減」は平成30年4月からの増減である。

#### (4) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第6表のとおり、390,934円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者で822,430円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師，看護師等）で349,598円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.5%（1,796円）減少しており、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第6表 職員1人当たりの平均給与月額 (単位：円)

区分 給料表	平均給与月額			
	平成31年4月	平成30年4月	増減額	増減率
全給料表	390,934	392,730	△1,796	△0.5%
行政職給料表	382,371	385,451	△3,080	△0.8%
公安職給料表	364,416	361,433	+2,983	+0.8%
教育職給料表(二)(甲)	424,197	425,640	△1,443	△0.3%
教育職給料表(三)(イ)	395,307	399,304	△3,997	△1.0%
研究職給料表	405,051	404,172	+879	+0.2%
医療職給料表(一)	822,430	820,296	+2,134	+0.3%
医療職給料表(二)	365,412	361,105	+4,307	+1.2%
医療職給料表(三)	349,598	364,291	△14,693	△4.0%

## 2 民間給与等の調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,355の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選り出す抽出方法）によって抽出した357事業所について、2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、

公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の職種14,189人及び研究員、医師等の職種1,212人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。また、その際、各民間企業における給与改定の状況等について、詳細に調査を行った。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、87.7%（昨年86.7%）となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。  
【説明資料 第13表、第15表参照】

### (1) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.3%（昨年38.5%）であり、昨年に比べ2.2ポイント減少している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は95.1%（同89.7%）であり、昨年に比べ5.4ポイント増加している。

■第7表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成31年調査	36.3	8.7	0.0	55.0
	平成30年調査	38.5	12.2	0.0	49.3
課長級	平成31年調査	27.3	12.2	0.0	60.6
	平成30年調査	30.2	12.6	0.0	57.2

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

区分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係員	平成31年調査	96.2	95.1	17.8	7.2	70.0	1.2	3.8
	平成30年調査	90.6	89.7	25.5	3.6	60.6	0.8	9.4
課長級	平成31年調査	86.7	85.7	14.9	5.8	65.0	1.0	13.3
	平成30年調査	79.8	79.4	21.5	3.6	54.3	0.4	20.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

## (2) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第9表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で43.9%（昨年38.5%）、高校卒で23.3%（同15.9%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で45.4%（同44.6%）、高校卒で51.5%（同50.4%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は0.8ポイント、高校卒は1.1ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で54.6%（同55.4%）、高校卒で48.5%（同49.6%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は0.8ポイント、高校卒は1.1ポイント減少している。

【説明資料 第14表、第17表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

区 分 学 歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大学卒	平成31年調査	43.9	
	平成30年調査	38.5	(44.6)	(55.4)	(0.0)	61.5
高校卒	平成31年調査	23.3	(51.5)	(48.5)	(0.0)	76.7
	平成30年調査	15.9	(50.4)	(49.6)	(0.0)	84.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

## 3 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第10表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均312円（0.08%）下回っている。

【説明資料 第3表、第15表、第16表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
388,989 円	388,677 円	312円 (0.08%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,741人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,522人(平均年齢44.1歳)である。

## (2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第11表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給を0.05月分下回っている。 【説明資料 第19表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区 分	特別給の支給割合
下 半 期	2.24 月分
上 半 期	2.26 月分
年 間 計	4.50 月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

## 4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成30年地方公務員給与実態調査によれば、平成30年4月1日における行政職俸給表(-)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.4

(平成29年100.5)であり、前年に比べ0.1ポイント減少している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.2(同100.2)であり、前年と同水準となっている。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(全国)は、昨年4月に比べ0.9%の増となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出(二人以上の世帯・全国)は、昨年4月に比べ2.3%の増となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別(2人世帯から4人世帯まで)の標準生計費は、第12表のとおりとなっている。

【説明資料 第27表参照】

■第12表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	137,290円	176,770円	216,230円
広 島 市	137,688円	173,954円	210,215円

## 6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定についての勧告を行った。

この中で、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を387円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、初任給及び若年層について俸給月額を引き上げるほか、民間の特別給の支給状況を考慮して勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることとされた。また、公務員宿舍使用料の上昇や民間における住宅手当の支給状況等を踏まえて住居手当の見直しを行うこととされた。

次に、「公務員人事管理に関する報告」については、人材の確保及び育成、

勤務環境の整備，障害者雇用に関する取組並びに定年の引上げについて報告された。

これらの概要については，別添資料のとおりである。

## 7 結び

### (1) 平成31年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については，以上述べたとおりであり，職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると，本年の職員の給与について，次のとおり措置すべきものとする。

#### ア 給料表

本年の職員給与が民間給与を312円下回っていることから，民間給与との均衡を図るため，給料表を改定することとし，行政職給料表について，職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差，人事院の改定の考え方を踏まえて，初任給を引き上げるとともに，30歳台半ばまでの職員が在職する号給等について，所要の改定を行う必要がある。

その他の給料表については，行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

#### イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については，現行の職員の年間支給月数（4.45月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.50月分）を下回っていることから，年間の支給月数を0.05月分引き上げ，4.50月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は，国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして，勤勉手当に配分することとし，6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また，任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても，国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

#### ウ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については，本年4月の職

員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

## (2) 給与制度をめぐる諸課題

### ア 住居手当

住居手当について、国の見直し内容や職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の状況等を踏まえ、令和2年4月から、手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げる必要がある。

### イ 地域手当

本県の地域手当については、平成27年4月から現行の支給割合としたところであるが、本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県における支給割合の設定状況等を総合的に勘案し、地域手当の支給割合を第13表のとおり、それぞれ1.3%引き下げる必要がある。

なお、地域手当の支給割合を引き下げることにより、職員給与に影響が生じることから、民間給与水準との均衡及び本県職員給与の状況を踏まえ、地域手当の支給割合の引下げと同程度、給料表の水準を引き上げるなど、所要の措置を講じる必要がある。

■第13表 地域手当の支給割合

地域の区分	支 給 割 合	
	現 行	令和2年4月1日以降
東京都特別区	20%	18.7%
大阪府大阪市	16%	14.7%
広島市及び安芸郡府中町	7.5%	6.2%
上記以外の広島県内の市町	4.5%	3.2%

### ウ 高齢層職員の昇給制度の見直し

国や多くの都道府県において実施されている55歳を超える職員の昇給抑制措置については、本県職員の実態や国における定年引上げに伴う高

齡層職員の給与水準等の在り方に係る検討などを踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

## エ 公安職の初任給基準

公安職の初任給は、他の都道府県に比べ低い状況にあることから、本県の行政職その他の職種や他の都道府県との均衡を図るため、公安職の初任給基準について見直す必要がある。

### (3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げ並びに住居手当及び地域手当の見直しを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。



# 勸告



## 勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### 1 平成31年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

#### (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

##### ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

##### イ 勤勉手当

##### (ア) 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

##### (イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

#### (2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

#### (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

##### ア 給料表

現行給料表を別表7のとおりに改定すること。

##### イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

## 2 給与制度をめぐる諸課題の内容

(1) 住居手当

ア 住居手当は、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と14,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(2) 地域手当

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に引き下げること。

(ア) 東京都特別区 100分の18.7

(イ) 大阪府大阪市 100分の14.7

(ウ) 広島市及び安芸郡府中町 100分の6.2

(エ) (ウ)の地域を除く広島県内の地域 100分の3.2

イ アにより生じる職員給与への影響を考慮し、1による改定後の給料表の給料月額について、地域手当を引き下げる割合と同程度引き上げる等の措置を講じること。

### 3 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2については、令和2年4月1日から実施すること。

#### (2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,200	231,600	265,500	319,300	435,300	461,300	509,300
	2	147,300	233,200	267,300	321,500	439,300	465,300	513,300
	3	148,500	234,700	269,100	323,800	445,300	471,300	519,300
	4	149,600	236,300	271,200	326,000	453,300	479,300	527,300
	5	150,700	237,700	272,900	328,200			
	6	151,800	239,400	274,700	330,200			
	7	152,900	240,900	276,500	332,400			
	8	154,000	242,500	278,500	334,600			
	9	155,100	243,600	280,500	336,500			
	10	156,400	245,100	282,500	338,700			
	11	157,700	246,700	284,400	340,700			
	12	159,000	248,000	286,300	342,900			
	13	160,200	249,500	288,200	344,700			
	14	161,700	250,900	290,000	346,700			
	15	163,200	252,200	291,900	348,700			
	16	164,800	253,600	293,700	350,700			
	17	166,000	255,100	295,500	352,400			
	18	167,500	256,600	297,500	354,400			
	19	169,000	258,300	299,600	356,200			
	20	170,500	260,100	301,600	358,100			
	21	171,800	261,700	303,300	360,000			
	22	174,500	263,400	305,400	361,900			
	23	177,100	265,000	307,400	363,900			
	24	179,700	266,600	309,500	365,800			
	25	182,300	268,500	311,200	367,800			
	26	184,000	270,300	313,300	369,700			
	27	185,600	272,000	315,300	371,700			
	28	187,300	273,700	317,200	373,700			
	29	188,800	275,400	318,900	375,200			
	30	190,500	277,100	320,900	377,000			
	31	192,300	278,900	322,900	378,800			
	32	194,000	280,400	325,000	380,400			
	33	195,600	281,900	326,200	382,200			
	34	197,400	283,800	328,200	383,600			
	35	199,200	285,600	330,000	385,100			
	36	201,000	287,500	332,100	386,700			
	37	202,500	289,100	334,000	388,100			
	38	204,300	290,800	335,900	389,300			
	39	206,100	292,600	337,900	390,500			
	40	207,900	294,400	339,800	391,600			
	41	209,500	295,900	341,600	392,700			
	42	211,300	297,600	343,500	393,900			
	43	213,100	299,100	345,300	395,100			
	44	214,900	300,700	347,200	396,200			
	45	216,300	302,300	348,700	396,900			
	46	218,100	304,000	350,100	397,600			
	47	219,800	305,600	351,600	398,300			
48	221,600	307,300	353,100	399,000				

49	223,300	308,200	354,700	399,600
50	225,000	309,700	356,100	400,200
51	226,600	311,200	357,600	400,700
52	228,200	312,800	359,100	401,100
53	229,600	314,400	360,500	401,500
54	231,300	316,000	361,500	401,800
55	232,900	317,600	362,700	402,100
56	234,500	319,100	363,900	402,400
57	235,500	320,600	364,800	402,700
58	237,000	321,800	365,800	403,000
59	238,400	323,000	366,800	403,300
60	239,600	324,200	367,800	403,600
61	240,800	324,900	368,800	403,900
62	242,000	325,800	369,700	404,200
63	243,000	326,600	370,600	404,500
64	244,200	327,400	371,500	404,800
65	245,500	328,300	372,300	405,100
66	246,500	328,700	373,000	405,400
67	247,700	329,400	373,800	405,700
68	249,000	330,200	374,600	406,000
69	249,900	331,000	375,200	406,200
70	251,200	331,700	375,900	406,500
71	252,400	332,400	376,600	406,800
72	253,700	333,100	377,300	407,100
73	255,100	333,600	377,800	407,300
74	256,500	334,200	378,500	407,600
75	257,700	334,700	379,100	407,900
76	258,900	335,300	379,700	408,100
77	260,100	335,600	380,100	408,300
78	261,300	336,100	380,700	408,600
79	262,600	336,500	381,300	408,900
80	263,700	337,000	381,900	409,100
81	264,800	337,400	382,300	409,300
82	265,900	337,900	382,800	409,600
83	267,200	338,400	383,300	409,900
84	268,500	338,900	383,900	410,100
85	269,500	339,200	384,200	410,300
86	270,600	339,600	384,600	
87	271,900	340,100	385,000	
88	273,200	340,500	385,400	
89	274,100	340,800	385,700	
90	275,100	341,200	386,000	
91	276,000	341,700	386,300	
92	277,100	342,100	386,600	
93	278,200	342,300	386,800	
94		342,700	387,100	
95		343,200	387,400	
96		343,600	387,600	
97		343,800	387,800	
98		344,200	388,000	
99		344,600	388,300	
100		344,900	388,500	
101		345,200	388,700	
102		345,600	388,900	
103		346,000	389,200	
104		346,400	389,400	

	105		346,900	389,600				
	106		347,300					
	107		347,700					
	108		348,100					
	109		348,600					
	110		349,000					
	111		349,300					
	112		349,600					
	113		350,100					
再任用職員		215,300	255,300	287,100	315,200	356,900	390,000	441,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	170,000	185,700	211,700	251,400	294,400	320,300	347,700	382,000	422,900
	2	171,700	187,400	213,700	253,200	296,200	322,500	349,900	384,200	424,700
	3	173,500	189,200	215,700	255,000	298,300	324,600	352,200	386,100	426,600
	4	175,200	191,000	217,700	256,800	300,600	326,600	354,400	388,200	428,500
	5	176,700	192,800	219,700	258,500	302,300	328,800	356,400	389,900	429,900
	6	178,500	195,100	221,500	260,300	304,400	330,700	358,500	391,900	431,600
	7	180,300	197,400	223,500	261,900	306,400	332,900	360,700	393,700	433,200
	8	182,200	199,700	225,400	263,600	308,500	334,900	362,900	395,500	434,700
	9	183,800	201,700	227,500	264,900	310,400	336,600	364,600	397,200	436,300
	10	185,500	204,300	229,300	266,500	312,600	338,900	366,800	399,200	438,000
	11	187,200	206,800	231,100	267,800	314,700	341,100	368,800	401,200	439,600
	12	188,900	209,300	232,900	269,100	316,700	343,400	371,000	403,300	441,200
	13	190,700	211,500	234,700	270,500	318,800	345,400	372,800	405,000	442,300
	14	192,800	213,300	236,600	271,900	320,800	347,500	374,900	407,100	443,900
	15	194,900	215,100	238,500	273,000	322,900	349,700	376,900	409,100	445,700
	16	197,000	216,900	240,400	274,300	324,900	351,800	379,000	411,200	447,500
	17	199,100	218,800	241,900	275,000	326,600	353,800	380,600	412,900	449,100
	18	201,500	220,500	243,700	276,400	328,900	355,800	382,600	414,600	450,900
	19	203,900	222,400	245,500	277,800	331,000	357,800	384,500	416,300	452,700
	20	206,300	224,200	247,300	279,100	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
	21	208,700	225,900	248,900	280,400	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
	22	210,500	227,700	250,300	281,600	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
	23	212,200	229,500	251,500	282,900	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
	24	214,000	231,300	252,800	284,400	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
	25	215,900	232,900	254,100	285,600	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
	26	217,600	234,600	255,300	287,300	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
	27	219,400	236,300	256,600	289,300	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
	28	221,100	238,000	257,800	291,300	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
	29	223,000	239,200	258,900	293,200	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
	30	224,800	241,000	260,000	295,100	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
	31	226,600	242,800	261,200	296,800	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
	32	228,400	244,600	262,300	298,600	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
	33	230,000	246,000	262,800	300,300	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
	34	231,700	247,500	264,000	302,000	360,400	387,200	412,200	439,300	471,400
	35	233,400	248,800	265,100	303,800	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
	36	235,100	250,200	266,100	305,500	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
	37	236,300	251,500	266,900	307,300	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
	38	238,100	252,800	268,100	308,900	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
	39	239,900	254,000	269,100	310,700	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
	40	241,700	255,200	270,100	312,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600
	41	243,100	256,300	271,300	313,900	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
	42	244,500	257,500	272,500	315,700	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
	43	245,800	258,500	273,800	317,600	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
	44	247,000	259,600	275,000	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
	45	248,300	260,200	276,100	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600
	46	249,400	261,300	277,500	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900	
	47	250,400	262,400	278,800	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400	
48	251,300	263,500	280,200	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900		

49	252,100	264,300	282,000	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400
50	253,200	265,500	283,700	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700
51	254,300	266,500	285,200	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000
52	255,400	267,600	286,600	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400
53	255,900	268,800	288,100	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800
54	257,100	269,600	289,700	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000
55	258,000	271,000	291,300	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300
56	259,100	272,200	292,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500
57	260,000	273,200	294,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900
58	261,000	274,700	295,900	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100
59	261,800	275,900	297,700	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300
60	262,800	277,300	299,500	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500
61	263,900	278,900	300,900	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900
62	264,600	280,500	302,700	348,600	401,200	415,500	434,400	
63	265,700	281,800	304,500	350,300	401,900	416,000	434,700	
64	266,600	283,300	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000	
65	267,700	284,700	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300	
66	268,900	285,900	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600	
67	269,900	287,300	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900	
68	270,800	288,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200	
69	272,000	290,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400	
70	273,400	291,500	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700	
71	274,600	293,100	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000	
72	275,900	294,700	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300	
73	277,100	295,900	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500	
74	278,300	297,300	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800	
75	279,600	298,800	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100	
76	280,600	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400	
77	281,700	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600	
78	282,900	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900	
79	284,100	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200	
80	285,100	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500	
81	286,200	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700	
82	287,400	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000	
83	288,700	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300	
84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600	
85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800	
86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600		
87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900		
88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100		
89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300		
90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600		
91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900		
92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100		
93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300		
94	300,700	324,300	350,700	384,300				
95	301,800	325,700	352,200	384,900				
96	303,100	327,000	353,700	385,400				
97	304,200	328,200	355,000	385,800				
98	305,400	329,500	356,200	386,200				
99	306,600	330,800	357,300	386,800				
100	307,800	332,100	358,500	387,300				
101	309,000	333,500	359,600	387,700				
102	310,000	334,400	360,700	388,200				
103	311,100	335,500	361,800	388,800				
104	312,100	336,700	363,000	389,300				

105	312,900	337,800	364,200	389,600					
106	313,500	338,900	364,700	390,000					
107	314,100	339,900	365,300	390,500					
108	314,800	341,000	365,900	390,800					
109	315,300	342,200	366,500	391,100					
110	315,800	343,200	367,000	391,600					
111	316,300	344,200	367,500	392,100					
112	316,900	345,100	368,000	392,600					
113	317,700	346,000	368,400	392,900					
114	318,400	346,900	368,800	393,400					
115	319,100	347,900	369,400	393,900					
116	319,800	348,900	369,900	394,400					
117	320,400	349,900	370,300	394,700					
118	321,200	350,400	370,800	395,200					
119	321,900	351,000	371,400	395,700					
120	322,700	351,600	371,900	396,200					
121	323,300	351,900	372,100	396,600					
122	323,600	352,300	372,600	397,100					
123	324,100	352,800	373,100	397,500					
124	324,600	353,200	373,500	398,000					
125	324,900	353,600	374,000	398,400					
126		354,000	374,500						
127		354,500	375,000						
128		354,900	375,500						
129		355,300	375,800						
130		355,700	376,300						
131		356,100	376,800						
132		356,500	377,300						
133		356,700	377,600						
134		357,200	378,100						
135		357,600	378,500						
136		357,900	378,900						
137		358,200	379,200						
138		358,600	379,700						
139		359,100	380,200						
140		359,600	380,700						
141		359,900	381,000						
142		360,400							
143		360,900							
144		361,400							
145		361,700							
再任用職員	241,600	253,300	257,400	288,700	305,200	319,300	342,900	378,000	409,600

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表 3

## 教育職給料表

## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	160,100	204,100	264,200	331,200	417,000
	2	161,600	205,800	266,700	333,400	418,800
	3	163,100	207,400	269,000	335,500	420,600
	4	164,600	209,100	271,300	337,500	422,300
	5	166,300	210,900	273,800	339,700	423,800
	6	168,100	212,500	276,200	341,600	425,300
	7	169,900	214,200	278,400	343,800	427,200
	8	171,700	215,800	280,600	345,900	429,100
	9	173,400	217,600	282,700	347,600	430,900
	10	175,500	219,500	285,000	349,700	432,700
	11	177,500	221,400	287,400	351,800	434,600
	12	179,500	223,300	289,500	353,900	436,400
	13	181,400	224,800	291,900	356,000	438,100
	14	183,600	226,800	293,900	358,000	440,000
	15	185,800	228,800	295,800	360,000	441,800
	16	188,000	230,800	297,800	362,000	443,700
	17	190,200	232,600	299,900	363,600	445,400
	18	192,800	235,300	302,300	365,500	447,200
	19	195,300	238,000	304,800	367,300	449,000
	20	197,800	240,700	307,500	369,300	450,800
	21	200,300	243,300	309,700	370,900	452,400
	22	202,000	246,100	312,100	372,800	454,100
	23	203,700	248,700	314,300	374,600	456,000
	24	205,400	251,400	316,900	376,500	457,700
	25	206,900	253,900	319,500	377,800	459,400
	26	208,400	256,300	321,800	379,600	461,000
	27	210,100	258,800	324,000	381,400	462,600
	28	211,700	261,100	326,100	383,300	464,100
	29	213,200	263,700	328,300	385,100	465,600
	30	214,900	266,100	330,000	387,000	466,900
	31	216,600	268,300	332,100	388,900	468,200
	32	218,300	270,500	334,100	390,900	469,500
	33	219,700	272,600	335,900	392,600	470,700
	34	221,500	274,800	338,000	394,300	471,400
	35	223,300	277,000	340,100	395,900	472,100
	36	225,100	278,900	342,100	397,700	472,800
	37	226,600	281,200	344,200	398,900	473,400
	38	228,400	283,100	346,300	400,400	
	39	230,200	285,000	348,500	401,800	
	40	232,000	287,000	350,600	403,200	
	41	233,700	288,700	352,500	404,900	
	42	235,400	291,000	354,600	406,300	
	43	237,000	293,300	356,500	407,600	
	44	238,600	295,800	358,600	409,100	
	45	240,000	297,800	360,400	410,700	
	46	241,300	300,200	362,400	412,000	
	47	242,600	302,400	364,300	413,500	
	48	243,800	305,000	366,300	415,100	
	49	245,200	307,300	367,900	416,800	
	50	246,700	309,700	369,700	418,200	
	51	247,900	312,000	371,600	419,800	
	52	249,400	314,200	373,600	421,300	

53	250,500	316,400	375,400	423,000
54	251,700	318,400	377,200	424,500
55	253,100	320,400	379,000	426,100
56	254,100	322,400	380,700	427,700
57	255,400	324,300	382,200	429,200
58	256,400	326,400	383,800	430,700
59	257,500	328,500	385,500	431,900
60	258,700	330,500	387,200	433,100
61	260,000	332,600	388,400	434,300
62	261,000	334,700	389,800	435,600
63	262,400	336,900	391,200	436,900
64	263,500	339,100	392,500	438,100
65	264,800	340,800	393,900	439,300
66	266,200	343,000	395,100	440,500
67	267,600	345,000	396,500	441,700
68	269,200	347,200	397,900	442,900
69	270,600	349,000	399,200	444,100
70	271,900	350,900	400,500	445,300
71	273,200	352,900	401,900	446,500
72	274,500	354,900	403,200	447,700
73	275,600	356,500	404,500	448,800
74	276,800	358,400	405,900	449,400
75	278,100	360,200	407,300	449,900
76	279,100	362,100	408,600	450,400
77	280,300	363,900	409,800	450,900
78	281,500	365,600	411,000	
79	282,700	367,300	412,300	
80	283,900	368,900	413,700	
81	285,000	370,400	415,000	
82	286,200	371,900	416,200	
83	287,400	373,400	417,200	
84	288,600	374,800	418,400	
85	289,600	375,900	419,600	
86	290,700	377,300	420,800	
87	291,700	378,700	422,000	
88	292,900	380,000	423,000	
89	294,000	381,300	424,100	
90	295,100	382,600	425,100	
91	296,300	383,800	426,100	
92	297,500	385,100	427,100	
93	298,000	386,400	428,000	
94	299,000	387,500	428,800	
95	300,100	388,800	429,600	
96	301,300	390,000	430,400	
97	302,300	391,400	431,200	
98	303,400	392,400	431,600	
99	304,400	393,500	432,000	
100	305,500	394,500	432,400	
101	306,400	395,400	432,800	
102	307,500	396,400	433,100	
103	308,600	397,500	433,400	
104	309,600	398,600	433,700	
105	310,200	399,300	434,000	
106	311,100	400,200	434,300	
107	311,900	401,100	434,600	
108	312,700	402,000	434,800	
109	313,600	402,800	435,000	
110	314,000	403,700	435,300	
111	314,400	404,500	435,600	
112	314,900	405,300	435,800	

113	315,500	405,900	436,000		
114	315,900	406,600	436,300		
115	316,400	407,300	436,600		
116	316,900	408,000	436,800		
117	317,500	408,600	437,000		
118	318,000	409,100			
119	318,400	409,500			
120	318,900	409,900			
121	319,400	410,300			
122	319,800	410,600			
123	320,300	410,900			
124	320,800	411,100			
125	321,400	411,300			
126	321,700	411,600			
127	322,000	411,900			
128	322,300	412,100			
129	322,500	412,300			
130	322,800	412,600			
131	323,100	412,900			
132	323,400	413,100			
133	323,600	413,300			
134	323,800	413,600			
135	324,000	413,900			
136	324,300	414,100			
137	324,600	414,300			
138	324,800	414,600			
139	325,100	414,900			
140	325,400	415,100			
141	325,600	415,300			
142	325,800	415,600			
143	326,100	415,900			
144	326,300	416,100			
145	326,600	416,300			
146	326,800				
147	327,100				
148	327,400				
149	327,600				
150	327,800				
151	328,100				
152	328,400				
153	328,600				
再任用職員	234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
	2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
	3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
	4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
	5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
	6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
	7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
	8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
	9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
	10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
	11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
	12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
	13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
	14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
	15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
	16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
	17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
	18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
	19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
	20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
	21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
	22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
	23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
	24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
	25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
	26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
	27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
	28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
	29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
	30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
	31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
	32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
	33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
	34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
	35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
	36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
	37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
	38	227,700	256,300	346,000	370,100	
	39	229,400	258,800	348,000	371,400	
	40	231,100	261,100	349,900	373,000	
	41	232,700	263,700	351,400	374,100	
	42	234,400	266,100	353,200	375,500	
	43	236,000	268,300	354,800	376,900	
	44	237,600	270,500	356,500	378,400	
	45	239,300	272,600	358,300	379,800	
	46	240,800	274,800	360,000	381,400	
	47	242,100	277,000	361,300	383,000	
	48	243,500	278,900	362,900	384,500	
	49	244,700	281,200	364,100	385,900	
	50	246,100	283,100	365,600	387,400	
	51	247,500	285,000	367,200	388,900	
	52	248,700	287,000	368,800	390,300	

53	249,800	288,700	370,200	391,500
54	251,200	291,000	371,700	392,800
55	252,400	293,300	373,200	393,900
56	253,400	295,800	374,700	395,000
57	254,600	297,800	376,200	396,400
58	255,800	300,200	377,600	397,600
59	256,900	302,400	379,000	398,800
60	258,100	305,000	380,300	400,100
61	259,500	307,300	381,200	401,300
62	260,300	309,700	382,400	402,300
63	261,500	312,000	383,600	403,700
64	262,400	314,200	384,700	405,000
65	263,400	316,400	385,600	406,200
66	264,800	318,400	386,800	407,300
67	265,900	320,400	387,800	408,500
68	267,200	322,400	388,900	409,600
69	268,800	324,300	390,100	410,600
70	270,300	326,400	391,100	411,800
71	271,600	328,500	392,200	413,000
72	273,000	330,500	393,400	414,200
73	274,000	332,600	394,400	414,800
74	275,000	334,700	395,500	415,600
75	276,200	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

113	303,800	385,400	415,700		
114	304,000	386,300	416,000		
115	304,200	387,200	416,300		
116	304,500	388,100	416,500		
117	304,800	388,900	416,700		
118	305,100	389,600			
119	305,400	390,400			
120	305,700	391,200			
121	305,900	391,800			
122	306,100	392,600			
123	306,300	393,300			
124	306,600	394,000			
125	306,900	394,600			
126		395,300			
127		395,800			
128		396,400			
129		397,100			
130		397,700			
131		398,200			
132		398,700			
133		399,000			
134		399,300			
135		399,600			
136		399,900			
137		400,200			
138		400,500			
139		400,800			
140		401,100			
141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			
再任用職員	225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	146,400	195,700	281,900	332,500	388,900
	2	147,500	198,300	284,300	334,700	391,800
	3	148,700	200,700	286,700	336,700	394,400
	4	149,800	203,100	289,000	338,600	397,200
	5	150,900	205,600	291,300	340,400	399,300
	6	152,200	207,900	293,400	342,200	402,000
	7	153,500	210,200	295,400	344,200	404,700
	8	154,800	212,400	297,400	346,000	407,400
	9	155,900	214,500	299,500	347,700	409,900
	10	157,500	216,800	302,000	349,700	412,500
	11	159,100	219,300	304,600	351,800	415,200
	12	160,700	221,600	307,400	353,700	418,000
	13	162,100	223,600	309,500	355,700	420,600
	14	164,000	226,000	311,900	357,600	423,300
	15	165,900	228,400	314,300	359,400	426,100
	16	167,900	230,800	317,000	361,300	428,800
	17	169,600	233,000	319,600	363,000	431,300
	18	171,800	235,800	321,800	364,900	433,900
	19	174,000	238,700	323,800	366,600	436,400
	20	176,100	241,600	325,800	368,600	439,000
	21	178,200	244,100	328,000	370,100	441,500
	22	180,600	246,800	329,700	372,100	444,100
	23	182,900	249,300	331,600	373,800	446,700
	24	185,200	252,000	333,400	375,700	449,200
	25	187,300	254,700	335,300	377,100	451,400
	26	189,500	257,100	337,200	378,800	453,700
	27	191,600	259,400	339,000	380,700	456,200
	28	193,700	261,600	340,800	382,600	458,700
	29	195,800	264,200	342,700	384,300	461,200
	30	197,400	266,400	344,400	386,200	463,700
	31	199,200	268,300	345,900	388,100	466,200
	32	200,900	270,400	347,600	390,000	468,700
	33	202,700	272,100	348,800	391,600	471,000
	34	204,600	274,100	350,200	393,400	473,400
	35	206,500	276,200	351,500	395,000	475,800
	36	208,400	278,000	353,000	396,800	478,300
	37	209,900	279,900	354,200	398,000	480,700
	38	211,800	281,200	355,600	399,500	483,200
	39	213,700	282,400	356,800	400,900	485,600
	40	215,600	283,900	358,200	402,300	488,100
	41	217,400	285,300	358,900	403,700	490,400
	42	219,300	286,100	360,000	405,000	492,600
	43	221,200	287,100	361,200	406,500	494,800
	44	223,100	288,100	362,300	408,100	497,000
	45	224,800	288,800	363,400	409,500	498,700
	46	226,700	289,900	364,600	410,700	500,200
	47	228,500	291,000	365,900	412,300	501,800
	48	230,300	292,100	367,000	413,900	503,300
	49	232,000	293,400	368,100	415,200	505,000
	50	233,800	294,600	369,400	416,600	506,400
	51	235,500	295,600	370,700	418,100	507,800
52	237,200	296,500	372,000	419,500	509,300	

53	238,600	297,700	372,700	420,900	510,400
54	240,400	298,700	373,700	422,300	511,600
55	242,000	299,900	374,600	423,700	512,800
56	243,600	300,800	375,600	425,100	514,000
57	244,800	301,600	376,400	426,200	514,900
58	246,000	302,700	377,200	427,500	515,900
59	247,000	303,900	377,900	428,900	516,900
60	247,900	305,000	378,600	430,200	517,900
61	248,900	305,900	379,200	431,000	519,000
62	250,000	307,000	379,900	431,900	519,900
63	250,900	308,100	380,800	432,900	520,600
64	252,000	309,200	381,700	433,800	521,300
65	253,200	310,000	382,300	434,700	522,100
66	254,100	311,100	383,100	435,500	522,900
67	255,200	312,000	383,900	436,100	523,700
68	256,100	313,000	384,700	436,900	524,500
69	257,000	314,000	385,300	437,300	525,200
70	258,300	315,000	386,000	437,900	526,000
71	259,600	316,100	386,700	438,400	526,800
72	260,800	317,200	387,400	438,900	527,600
73	262,200	317,700	388,100	439,400	528,300
74	263,600	318,700	388,700		
75	264,800	319,800	389,300		
76	265,800	320,900	390,000		
77	266,900	322,000	390,700		
78	268,000	323,000	391,300		
79	269,200	323,900	391,900		
80	270,100	324,800	392,500		
81	271,300	325,900	393,100		
82	272,600	326,700	393,700		
83	273,900	327,400	394,300		
84	275,100	328,200	394,900		
85	276,200	328,700	395,400		
86	277,300	329,200	395,900		
87	278,600	329,700	396,400		
88	279,800	330,200	397,100		
89	280,600	330,500	397,500		
90	281,800	331,000			
91	282,800	331,500			
92	284,000	332,000			
93	284,900	332,300			
94	285,900	332,700			
95	286,900	333,200			
96	287,900	333,700			
97	288,200	334,200			
98	289,100	334,700			
99	289,800	335,200			
100	290,700	335,700			
101	291,600	336,200			
102	292,300	336,700			
103	293,000	337,200			
104	293,700	337,700			
105	294,400	338,200			
106	294,900	338,600			
107	295,400	339,100			
108	295,900	339,500			
109	296,100	340,000			
110	296,500	340,400			
111	296,800	340,900			
112	297,100	341,300			

	113	297,400	341,800			
	114	297,700	342,200			
	115	298,000	342,700			
	116	298,300	343,100			
	117	298,600	343,600			
	118	299,000	344,000			
	119	299,300	344,400			
	120	299,700	344,800			
	121	300,000	345,200			
再任用職員		217,600	258,800	283,600	326,000	384,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表 5

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	249,900	335,100	399,100	471,800
	2	252,400	338,100	402,000	474,100
	3	254,900	341,000	404,600	476,300
	4	257,400	343,900	407,300	478,600
	5	259,600	346,600	409,900	480,800
	6	263,400	349,800	412,300	483,000
	7	267,200	352,900	415,000	485,200
	8	271,000	356,000	417,400	487,400
	9	274,600	358,800	419,600	489,400
	10	278,600	361,500	422,300	491,500
	11	282,600	364,600	424,900	493,600
	12	286,600	367,800	427,600	495,700
	13	290,400	370,700	430,000	497,800
	14	294,400	374,200	432,500	499,900
	15	298,300	377,200	434,900	502,000
	16	302,200	380,800	437,400	504,100
	17	305,900	384,400	439,400	506,200
	18	309,500	387,100	441,800	508,200
	19	313,000	389,600	444,100	510,200
	20	316,600	392,200	446,500	512,200
	21	320,200	395,000	448,000	514,000
	22	323,900	397,300	450,400	515,800
	23	327,400	399,800	452,700	517,700
	24	330,700	401,900	455,000	519,600
	25	334,200	403,900	457,000	521,300
	26	336,900	406,200	459,300	523,100
	27	339,500	408,400	461,500	524,900
	28	342,100	410,700	463,800	526,700
	29	344,900	413,000	465,900	528,300
	30	346,800	415,100	468,200	530,100
	31	349,000	417,100	470,500	531,900
	32	351,400	419,200	472,700	533,700
	33	353,600	421,100	474,700	535,300
	34	355,900	422,900	476,800	537,100
	35	358,000	424,700	478,900	538,800
	36	360,300	426,700	481,000	540,600
	37	362,500	428,600	483,100	542,200
	38	364,900	430,600	484,900	543,800
	39	367,100	432,500	486,700	545,200
	40	369,100	434,500	488,500	546,800
	41	371,400	436,300	490,200	548,300
	42	372,600	438,100	492,000	549,700
	43	374,000	439,800	493,800	551,100
	44	375,100	441,600	495,600	552,400
	45	376,300	443,400	497,200	553,600
	46	377,700	445,200	498,900	554,600
	47	379,200	447,000	500,700	555,600
	48	380,700	448,700	502,500	556,600
	49	381,800	450,500	504,100	557,600
	50	382,800	452,200	505,400	558,500
	51	383,800	454,000	506,700	559,400
52	384,600	455,800	508,000	560,300	

53	385,500	457,700	509,000	561,100
54	386,400	458,900	510,300	562,000
55	387,100	460,100	511,600	562,900
56	388,000	461,300	512,900	563,800
57	388,700	462,500	513,900	564,700
58	389,600	463,500	514,700	565,600
59	390,400	464,500	515,500	566,500
60	391,200	465,500	516,300	567,200
61	391,700	466,300	517,200	568,100
62	392,200	467,000	518,000	569,000
63	392,600	467,700	518,900	569,900
64	393,100	468,400	519,700	570,800
65	393,400	469,100	520,600	571,700
66		469,800	521,500	
67		470,500	522,200	
68		471,100	523,100	
69		471,400	524,000	
70		472,100	524,800	
71		472,800	525,700	
72		473,500	526,600	
73		473,900	527,400	
74		474,500	528,300	
75		475,200	529,200	
76		475,900	529,900	
77		476,300	530,700	
78		476,900	531,600	
79		477,500	532,500	
80		478,000	533,400	
81		478,600	534,200	
82		479,100	535,100	
83		479,600	536,000	
84		480,100	536,900	
85		480,500	537,700	
86		481,100	538,600	
87		481,500	539,500	
88		482,000	540,400	
89		482,500	541,200	
90		483,100		
91		483,700		
92		484,100		
93		484,600		
94		485,200		
95		485,800		
96		486,400		
97		486,900		
再任用職員	296,300	338,700	393,100	466,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,100	223,700	282,300	327,100	371,200
	2	152,500	225,300	284,200	329,100	373,900
	3	153,900	226,900	286,300	331,300	376,500
	4	155,300	228,500	288,300	333,500	379,200
	5	156,500	229,900	290,400	335,300	381,600
	6	158,300	231,500	292,400	337,500	384,300
	7	160,000	233,000	294,300	339,500	386,900
	8	161,600	234,600	296,300	341,700	389,600
	9	163,200	235,700	298,200	343,500	391,700
	10	164,900	237,200	300,200	345,600	394,000
	11	166,500	238,600	302,200	347,700	396,200
	12	168,300	239,800	304,200	349,800	398,400
	13	169,800	241,400	306,100	351,300	400,500
	14	171,700	242,800	308,000	353,300	402,500
	15	173,700	244,000	310,100	355,200	404,500
	16	175,600	245,400	312,100	357,200	406,600
	17	177,500	246,200	314,000	359,000	408,400
	18	179,300	247,400	316,000	361,000	410,400
	19	181,100	248,600	318,100	363,000	412,300
	20	183,000	249,700	320,100	365,000	414,400
	21	184,800	251,100	321,900	366,800	416,200
	22	187,300	252,000	323,900	368,800	417,800
	23	189,800	253,000	325,600	370,900	419,400
	24	192,300	254,100	327,600	373,000	420,900
	25	194,800	255,300	329,300	374,400	422,400
	26	196,300	256,600	331,200	376,200	423,700
	27	197,900	258,300	333,100	378,000	425,000
	28	199,400	260,100	335,100	379,700	426,300
	29	201,000	261,700	336,400	381,500	427,600
	30	202,700	263,400	338,200	383,000	428,800
	31	204,300	265,000	339,900	384,600	430,000
	32	206,000	266,600	341,700	386,300	431,100
	33	207,400	268,600	343,300	387,600	432,300
	34	209,000	270,500	345,100	388,900	433,500
	35	210,600	272,300	347,000	390,200	434,700
	36	212,200	274,100	348,800	391,400	435,900
	37	213,600	276,100	350,600	392,500	437,200
	38	215,200	277,800	352,300	393,700	438,000
	39	216,900	279,500	353,900	394,800	438,400
	40	218,600	281,100	355,600	395,900	439,100
	41	219,900	282,900	356,800	396,700	439,600
	42	221,400	284,600	357,800	397,500	440,000
	43	222,800	286,400	358,900	398,300	440,400
	44	224,300	288,000	360,000	399,100	440,800
	45	225,700	289,700	361,100	399,500	441,200
	46	227,100	291,500	361,800	400,100	441,600
	47	228,400	293,300	362,900	400,600	442,000
48	229,700	295,200	363,900	401,000	442,300	

49	231,000	296,900	364,800	401,400	442,600
50	232,400	298,600	365,700	401,700	443,000
51	233,900	300,400	366,600	402,000	443,300
52	235,300	302,200	367,500	402,300	443,600
53	236,300	303,500	368,200	402,600	443,900
54	237,600	305,200	368,900	402,900	
55	238,600	306,700	369,700	403,200	
56	239,800	308,300	370,500	403,500	
57	241,100	310,000	370,900	403,800	
58	242,400	311,700	371,500	404,100	
59	243,500	313,300	372,200	404,400	
60	244,800	315,000	372,900	404,800	
61	246,100	315,900	373,200	405,000	
62	247,100	317,300	373,800	405,300	
63	248,300	318,800	374,400	405,600	
64	249,400	320,400	375,000	405,900	
65	250,500	321,800	375,300	406,100	
66	251,800	323,100	375,800		
67	253,100	324,300	376,400		
68	254,300	325,600	376,900		
69	255,900	326,700	377,200		
70	257,300	327,700	377,600		
71	258,500	328,800	378,000		
72	259,700	329,800	378,400		
73	260,800	330,300	378,900		
74	262,100	331,200	379,300		
75	263,400	332,000	379,800		
76	264,500	332,900	380,300		
77	265,300	333,700	380,700		
78	266,600	334,000	381,200		
79	267,900	334,600	381,700		
80	269,200	335,300	382,200		
81	270,100	335,900	382,500		
82	271,300	336,600	383,000		
83	272,600	337,300	383,400		
84	273,900	338,000	383,800		
85	274,700	338,700	384,200		
86	275,800	339,200	384,700		
87	276,700	339,800	385,100		
88	277,800	340,400	385,500		
89	278,800	340,700	385,800		
90	279,800	341,300	386,300		
91	280,900	341,800	386,700		
92	282,000	342,400	387,100		
93	282,600	342,900	387,400		
94	283,300	343,400	387,900		
95	283,800	343,900	388,300		
96	284,600	344,300	388,700		
97	285,400	344,600	389,000		
98	286,000	344,900			
99	286,600	345,300			
100	287,200	345,600			
101	287,900	346,100			
102	288,400	346,400			
103	288,800	346,700			
104	289,200	347,000			

105	289,400	347,400			
106	289,600	347,700			
107	289,800	348,100			
108	290,000	348,400			
109	290,400	348,800			
110	290,600	349,100			
111	290,800	349,400			
112	291,000	349,700			
113	291,400	350,000			
114	291,600	350,400			
115	291,800	350,800			
116	292,100	351,200			
117	292,500	351,700			
118	292,800	352,100			
119	293,000	352,500			
120	293,300	352,900			
121	293,600	353,400			
122	293,800				
123	294,000				
124	294,300				
125	294,600				
再任用職員	215,400	257,000	279,600	322,900	365,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	165,400	240,300	288,400	330,200	374,200
	2	166,800	242,100	290,100	332,300	376,800
	3	168,300	243,900	291,700	334,300	379,500
	4	169,700	245,700	293,500	336,500	382,100
	5	171,100	247,100	295,200	338,500	384,300
	6	172,600	248,400	296,900	340,600	386,700
	7	174,100	249,500	298,600	342,700	389,000
	8	175,600	250,800	300,300	344,800	391,300
	9	176,900	251,800	302,100	346,300	393,300
	10	178,500	252,800	303,800	348,300	395,400
	11	180,100	253,700	305,500	350,200	397,600
	12	181,700	254,600	307,200	352,200	399,900
	13	183,400	255,800	308,600	354,100	401,800
	14	185,700	256,900	310,200	356,200	403,800
	15	188,000	257,700	312,000	358,300	406,000
	16	190,300	258,700	313,800	360,300	408,200
	17	192,500	259,200	315,400	362,300	410,200
	18	194,600	260,300	317,000	364,300	412,400
	19	196,700	261,300	318,700	366,400	414,600
	20	198,700	262,500	320,300	368,500	416,700
	21	200,800	263,100	321,700	370,200	418,600
	22	203,100	264,200	323,200	372,300	420,500
	23	205,400	265,100	324,600	374,400	422,300
	24	207,600	266,100	326,100	376,400	424,200
	25	209,900	267,300	327,500	378,400	425,900
	26	211,300	268,100	328,900	380,000	427,500
	27	212,700	269,300	330,300	381,900	429,200
	28	213,900	270,600	331,900	383,800	430,800
	29	215,300	272,000	333,000	385,600	432,100
	30	216,700	273,200	334,500	387,300	433,400
	31	218,200	274,500	335,900	389,200	435,000
	32	219,400	276,000	337,400	391,000	436,500
	33	220,800	277,400	338,900	392,700	438,200
	34	222,300	278,800	340,400	394,400	439,800
	35	223,800	279,900	342,000	396,200	441,200
	36	225,300	281,200	343,500	397,900	442,600
	37	226,400	282,900	345,200	399,500	443,700
	38	228,100	284,600	346,800	401,200	445,000
	39	229,800	286,000	348,300	403,000	446,300
	40	231,500	287,400	349,900	404,800	447,700
	41	232,800	288,800	351,100	406,300	448,700
	42	234,500	290,500	352,600	407,800	449,400
	43	236,200	292,300	354,100	409,300	450,200
	44	237,900	294,000	355,500	410,600	450,800
	45	239,500	295,600	357,100	411,700	451,700
	46	240,900	297,300	358,100	412,800	452,400
	47	242,200	299,000	359,600	413,900	453,200
	48	243,300	300,800	360,900	415,100	454,000
	49	244,500	302,400	362,300	416,400	454,700
	50	245,600	303,900	363,700	417,500	455,400
	51	246,500	305,500	365,000	418,700	456,100
52	247,600	307,100	366,400	419,800	456,900	

53	248,500	308,400	367,800	421,000	457,700
54	249,600	309,800	368,900	422,000	458,500
55	250,500	311,200	369,900	423,100	459,200
56	251,600	312,800	371,000	424,200	459,900
57	252,000	314,300	372,000	425,300	460,700
58	252,900	315,700	372,700	425,800	
59	253,800	317,100	373,600	426,400	
60	254,500	318,600	374,500	426,800	
61	255,300	319,400	375,000	427,400	
62	256,200	320,800	375,700	427,900	
63	257,100	322,200	376,400	428,300	
64	258,100	323,700	377,100	428,800	
65	259,100	324,800	377,700	429,400	
66	260,100	326,200	378,300	429,800	
67	261,300	327,500	379,000	430,100	
68	262,500	328,800	379,600	430,400	
69	263,600	330,200	380,100	430,800	
70	265,000	331,600	380,600		
71	266,300	333,000	381,200		
72	267,600	334,300	381,700		
73	269,100	335,200	382,300		
74	270,600	336,500	382,700		
75	272,000	337,700	383,200		
76	273,400	339,000	383,600		
77	274,800	340,100	383,900		
78	276,100	341,000	384,400		
79	277,500	342,200	384,800		
80	278,600	343,500	385,000		
81	280,000	344,600	385,200		
82	281,500	345,800	385,600		
83	283,000	347,000	385,900		
84	284,500	348,100	386,100		
85	285,600	349,100	386,300		
86	287,100	350,100	386,700		
87	288,600	351,200	387,100		
88	290,000	352,300	387,400		
89	291,000	353,100	387,600		
90	292,400	354,200	388,000		
91	293,600	355,300	388,500		
92	294,900	356,400	388,900		
93	296,300	357,100	389,200		
94	297,600	357,900	389,600		
95	298,800	358,700	390,100		
96	300,100	359,400	390,500		
97	300,600	360,000	390,800		
98	301,800	360,500			
99	302,900	361,100			
100	304,100	361,600			
101	305,200	362,200			
102	306,400	362,700			
103	307,600	363,300			
104	308,700	363,800			
105	310,000	364,200			
106	311,200	364,600			
107	312,400	365,200			
108	313,600	365,700			
109	314,400	366,000			
110	315,100	366,500			
111	315,800	366,900			
112	316,400	367,200			

113	317,100	367,800			
114	317,400	368,300			
115	318,000	368,800			
116	318,700	369,300			
117	319,100	369,900			
118	319,700	370,400			
119	320,300	370,900			
120	320,900	371,300			
121	321,300	371,900			
122	321,800	372,400			
123	322,300	372,900			
124	322,800	373,400			
125	323,200	374,000			
126	323,600	374,400			
127	323,900	374,900			
128	324,200	375,400			
129	324,600	376,000			
130	325,000				
131	325,400				
132	325,700				
133	325,900				
134	326,200				
135	326,600				
136	326,800				
137	327,000				
138	327,300				
139	327,600				
140	327,900				
141	328,100				
142	328,400				
143	328,800				
144	329,000				
145	329,200				
146	329,400				
147	329,800				
148	330,000				
149	330,300				
150	330,700				
151	331,100				
152	331,500				
153	331,800				
154	332,200				
155	332,600				
156	333,000				
157	333,300				
158	333,700				
159	334,000				
160	334,400				
161	334,700				
162	335,100				
163	335,500				
164	335,900				
165	336,200				
166	336,600				
167	337,000				
168	337,400				
169	337,700				
再任用職員	255,500	272,900	286,500	326,300	370,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
	2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
	3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
	4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
	5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
	6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
	7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
	8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
	9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
	10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
	11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
	12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
	13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
	14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
	15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
	16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
	17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
	18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
	19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
	20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
	21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
	22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
	23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
	24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
	25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
	26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
	27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
	28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
	29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
	30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
	31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
	32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
	33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
	34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
	35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
	36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
	37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
	38	227,700	256,300	346,000	370,100	
	39	229,400	258,800	348,000	371,400	
	40	231,100	261,100	349,900	373,000	
	41	232,700	263,700	351,400	374,100	
	42	234,400	266,100	353,200	375,500	
	43	236,000	268,300	354,800	376,900	
	44	237,600	270,500	356,500	378,400	
	45	239,300	272,600	358,300	379,800	
	46	240,800	274,800	360,000	381,400	
	47	242,100	277,000	361,300	383,000	
	48	243,500	278,900	362,900	384,500	
	49	244,700	281,200	364,100	385,900	
	50	246,100	283,100	365,600	387,400	
	51	247,500	285,000	367,200	388,900	
	52	248,700	287,000	368,800	390,300	

53	249,800	288,700	370,200	391,500
54	251,200	291,000	371,700	392,800
55	252,400	293,300	373,200	393,900
56	253,400	295,800	374,700	395,000
57	254,600	297,800	376,200	396,400
58	255,800	300,200	377,600	397,600
59	256,900	302,400	379,000	398,800
60	258,100	305,000	380,300	400,100
61	259,500	307,300	381,200	401,300
62	260,300	309,700	382,400	402,300
63	261,500	312,000	383,600	403,700
64	262,400	314,200	384,700	405,000
65	263,400	316,400	385,600	406,200
66	264,800	318,400	386,800	407,300
67	265,900	320,400	387,800	408,500
68	267,200	322,400	388,900	409,600
69	268,800	324,300	390,100	410,600
70	270,300	326,400	391,100	411,800
71	271,600	328,500	392,200	413,000
72	273,000	330,500	393,400	414,200
73	274,000	332,600	394,400	414,800
74	275,000	334,700	395,500	415,600
75	276,200	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

113	303,800	385,400	415,700		
114	304,000	386,300	416,000		
115	304,200	387,200	416,300		
116	304,500	388,100	416,500		
117	304,800	388,900	416,700		
118	305,100	389,600			
119	305,400	390,400			
120	305,700	391,200			
121	305,900	391,800			
122	306,100	392,600			
123	306,300	393,300			
124	306,600	394,000			
125	306,900	394,600			
126		395,300			
127		395,800			
128		396,400			
129		397,100			
130		397,700			
131		398,200			
132		398,700			
133		399,000			
134		399,300			
135		399,600			
136		399,900			
137		400,200			
138		400,500			
139		400,800			
140		401,100			
141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			
再任用職員	225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表 7

### 第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

### 第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

## 別表 8

### 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

# 人事行政における当面の諸課題に関する報告



## 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、語学・国際関係・理系学部の学生や民間経験の豊富な人材などを含め、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきたところである。

一方で、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲などを背景に、全国的に人材の確保を取り巻く情勢は厳しい状況となっており、本県の採用試験においても、この数年の間、受験者数は全体として減少傾向にある。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を幅広く掘り起こし、確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、事務系・技術系や社会人など受験者層ごとに求められている情報を把握し、説明会や広報媒体を通じて分かりやすく発信するなどの効果的な広報活動を行うなど、積極的に取り組んでいく必要がある。

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされた。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修等を通じた効果的な目標設定方法の周知、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための改善に努めているところである。

この制度を人事管理の基礎とし組織の総合力を高めていくためには、制

度に対する職員の信頼を得つつ、円滑かつ効果的に運用していく必要があることから、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

### (3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを高めていくことが求められる。

そのために、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JT、他団体との人事交流等を通じ、採用から退職まで計画的な人材育成により個々の職員の能力を最大化するとともに、職員の多様な能力や個性が生かされる組織風土を形成していくことが重要である。

また、出産や育児、介護等のために一時的に職務から離れた職員に対して、休業中の研修受講機会の確保やキャリア形成支援に係る取組など、必要な支援がなされているところであり、引き続き、ライフイベントに配慮した人材育成を進めていくことが必要である。

### (4) 女性の活躍の推進

女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関して、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づいて取組を進めており、女性職員の各役職段階における割合の増加や職域の拡大など、一定の進展が見られるところであるが、知事部局、教育委員会等においては、今年度が現計画の最終年度である点も踏まえて、現計画の目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

なお、次期計画の策定に向けては、現計画に基づく取組の効果検証を行

った上で、採用・育成・登用など人事管理面での取組に加えて、職場全体での意識改革や風土づくりを一層進めるなど、多面的に実効性のある取組を検討することが必要である。

#### (5) 障害者雇用の推進

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要であり、公務においても、障害者を積極的に採用し、法定雇用率を達成することは各任命権者の責務である。

近年の身体障害者を対象とした採用試験において受験者が減少傾向にある中で、継続的に法定雇用率を達成していくためには、身体障害以外の障害種別も含めて、任期や勤務時間など多様な任用形態を活用しながら、障害者を積極的に採用していくことが必要である。

各任命権者においては、採用後の配置の考え方、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方など、今後の障害者雇用のあり方について検討した上で、障害者が職場においてその能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要がある。

#### (6) 会計年度任用職員制度への対応

特別職非常勤職員等の任用を厳格化するとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設することを内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年度から施行される。

各任命権者においては、これまでに、会計年度任用職員制度に係る条例を整備するなど、制度の導入に向けた準備を進めているところである。

令和2年4月に制度が適正かつ円滑に導入されるよう、必要となる規則の整備等について、適切に対応していくことが必要である。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の

全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

また、民間企業の働き方改革に関しては、本年4月から、労働時間法制の見直しなどを内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）が順次施行されているところであり、各制度の導入状況も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

#### (1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められ、時間外勤務は全体として減少傾向にあったが、平成30年度については、7月豪雨の影響により、前年度より増加している。

本県においては、働き方改革関連法による労働基準法の改正や人事院規則の改正も踏まえ、本年4月から、時間外勤務の上限規制を導入し、時間外勤務の限度時間を原則として、月45時間、年360時間と設定したところである。

各任命権者においては、原則の限度時間を超えて時間外勤務を命じることができる例外規定の適用などの制度運用について、人事委員会規則等の趣旨を踏まえ、具体的な手続等を定めているところであり、これに沿った適切な運用を図る必要がある。

また、働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、事業者には労働時間の客観的な把握が義務づけられたことを踏まえ、知事部局及び教育委員会においては、本年4月から、過重労働の防止等を目的とし

て、パソコンのログを補助的に活用した勤務時間の確認が行われているところである。

管理監督者においては、職場の実態を正しく把握した上で、勤務時間の適正な管理を行い、職場の実情に即した業務改善等を積極的に進める必要があるとともに、各任命権者においては、長時間勤務の是正に向け、要因を踏まえた的確で実効性のある取組を推進していく必要がある。併せて、職員の心身両面の健康への配慮を行うことも重要である。

イ 特に、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、本人事業委員会は、昨年の報告で、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めたところである。

昨年の報告後、本年1月に、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申がなされ、それを踏まえて、文部科学省において、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、教員の超過勤務の上限の目安を原則、月45時間、年360時間とすることなどを内容とした「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が取りまとめられた。また、部活動に関しては、昨年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところである。

本県教育委員会においても、「学校における働き方改革取組方針（平成30年7月）」に基づき、県内の公立学校（広島市立学校を除く。）における教員の勤務実態調査を実施し、本年5月、その結果を公表するとともに、6月には、「文化部活動の方針」を策定するなど、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教員の勤務実態や上記勤務時間の上限に関するガイドラインも踏まえた上で、多忙化解消に向け、より具体的で実効性のある勤務環境の改善策を組織全体で講じ、引き続き、学校における働き方改革を進める必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の生活の充実」の観点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

## (2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、幹部職員のイクボス宣言やテレワークの利用促進など様々な取組を進めてきたところであり、現計画に掲げる目標を既に達成した項目もあるが、計画期間の満了が近づいている点も踏まえて、目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

なお、次期計画の策定に向けては、現計画に基づく取組の効果検証を行った上で、より実効性のある取組を検討することが必要である。

## 3 職員の健康管理等

### (1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に

立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

## (2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、本年6月、民間のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を含む、女性活躍推進法等の一部改正がなされ、今後、労働政策審議会の審議を経て、事業主が講ずべき措置等に関する指針が示される予定であり、このような動向も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

## (3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

## 4 高齢層職員の能力及び経験の活用

雇用と年金の接続を図るため、各任命権者においては、退職者を再任用

することで対応している。年金支給開始年齢の段階的な引上げなどに伴い、今後もフルタイム任用が拡充され、再任用職員が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

こうした中、昨年8月、人事院は国家公務員の定年の段階的な引上げについて意見の申出を行い、現在、政府において制度設計等が進められている。

定年を引き上げる場合には、職員の給与体系や人事管理のあり方などについても影響を及ぼすことが考えられるため、国等の動向を注視の上、制度の円滑な導入に向けて、所要の準備を進めていく必要がある。

## 5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず、任意団体会費の横領事案等が発生したほか、証拠品の盗難事案に係る懲戒処分も行われており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、職員の服務規律の確保等に係る通知や再発防止に向けた研修など、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

# 人事院の給与勧告等の概要



## 給 与 勧 告 の 骨 子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕  
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

#### (2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

### 2 勤務環境の整備

#### (1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

#### (2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

#### (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

### 3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

### 4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請



# 說 明 資 料



# 目 次

1	職員給与関係資料	
	2019年（平成31年）人事統計調査の概要	1
第1表	職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
その1	給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
その2	給料表別，級別平均年齢	2
その3	給料表別，年齢別人員分布	3
その4	給料表別，級別，年齢別人員分布	4
1	行政職給料表	4
2	公安職給料表	5
3	教育職給料表(二)(ロ)	6
4	教育職給料表(三)(イ)	7
5	研究職給料表	8
6	医療職給料表(一)	9
7	医療職給料表(二)	10
8	医療職給料表(三)	11
その5	給料表別，級別平均経験年数	12
第2表	職員の給料表別，学歴別，性別人員構成比	12
第3表	職員の給与額	13
その1	職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2	行政職給料表の経験年数別，学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表	職員の扶養手当の支給状況	15
第5表	職員の地域手当の支給状況	16
第6表	職員の住居手当の支給状況	17
第7表	職員の管理職手当の支給状況	18
第8表	職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表	職員の通勤手当の支給状況	19
第10表	給料表別，級別，号給別人員分布	20
その1	行政職給料表	20
その2	公安職給料表	22
その3	教育職給料表(二)(ロ)	24
その4	教育職給料表(三)(イ)	26
その5	研究職給料表	28
その6	医療職給料表(一)	30
その7	医療職給料表(二)	32
その8	医療職給料表(三)	34
第11表	特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表	再任用職員の給料表別，級別，年齢別人員分布	36
その1	フルタイム勤務職員	36
その2	短時間勤務職員	36

## 2 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 民間給与実態調査事業所数	38
その1 産業別，企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別，企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	39
第15表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与の支給状況等	40
その1 給与比較の対象職種	40
1 全規模	40
2 規模500人以上	42
3 規模100人以上500人未満	44
4 規模100人未満	46
その2 給与比較の対象外職種	48
その3 再雇用者	49
第16表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付	50
第17表 民間における初任給の改定状況	51
第18表 民間における定期昇給制度の状況	51
第19表 民間における特別給の支給状況	52
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第21表 民間における家族手当の支給状況	53
第22表 民間における住宅手当(借家・借間)の支給状況	53
第23表 民間における定年制の状況	54
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	54
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち，60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	54

## 3 生計費及び労働経済関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法の概要	55
第26表 広島市における費目別，世帯人員別標準生計費	55
第27表 労働経済指標	56

# 1 職員給与関係資料



## 2019年（平成31年）人事統計調査の概要

### 1 目的と時期

職員の給与を検討するため、平成31年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

### 2 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等（給料表別の主な職種等）

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手等
- ・教育職給料表(三)(イ) : 小・中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(三) : 保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師等

### 3 調査事項

#### (1) 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

#### (2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

### 4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比及び職員1人当たりの平均は小数点以下を四捨五入しているため内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経 験 年 数 (年)
全 給 料 表	23,384	41.5	19.7
行 政 職 給 料 表	5,741	43.5	22.0
公 安 職 給 料 表	5,143	38.1	17.6
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	4,098	43.9	21.4
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	7,868	41.1	18.6
研 究 職 給 料 表	263	43.5	20.8
医 療 職 給 料 表 (一)	42	39.7	16.2
医 療 職 給 料 表 (二)	155	41.9	17.7
医 療 職 給 料 表 (三)	74	42.0	19.8

その2 給料表別，級別平均年齢

級 給料表	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	43.5	26.9	34.3		48.0	53.8	54.5	55.4	55.2		
公 安 職 給 料 表	38.1	21.9	27.2		33.1	41.1	49.0	52.2	51.8	55.7	56.9
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	43.9	43.0	43.0	52.2	54.8	56.7					
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	41.1	—	39.1	50.9	53.0	56.3					
研 究 職 給 料 表	43.5	—	29.7		46.6	53.5	57.3				
医 療 職 給 料 表 (一)	39.7	27.4	32.4		43.9	56.9					
医 療 職 給 料 表 (二)	41.9	28.1	33.2		47.4	53.8	56.5				
医 療 職 給 料 表 (三)	42.0	25.0	34.1		52.8	56.7	—				

その3 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
18	32	10	22						
19	57	21	36						
20	81	32	49						
21	68	28	40						
22	507	96	116	42	247	3			3
23	499	117	102	44	230	1			5
24	639	106	136	74	314	1	1	1	6
25	548	104	109	84	234	8	2	5	2
26	617	118	135	96	260	1	2	5	
27	599	104	138	116	229	4	3	4	1
28	583	74	148	106	233	10	1	7	4
29	591	110	117	103	248	6		3	4
30	645	99	193	113	221	8	4	5	2
31	628	123	160	116	212	8	2	6	1
32	593	90	185	97	212	4		4	1
33	534	81	171	83	185	3	4	7	
34	542	74	188	83	185	8	1	2	1
35	543	70	211	92	159	5		4	2
36	526	92	201	74	152	5		2	
37	476	75	206	59	130	2	1	3	
38	461	95	185	61	117	2		1	
39	495	99	186	70	132	3	2	3	
40	478	106	179	69	112	6		6	
41	502	139	182	53	115	9	1	3	
42	470	126	139	74	117	8	1	5	
43	529	170	119	87	143	3	1	4	2
44	574	188	149	96	126	10	2	3	
45	621	245	121	79	158	9		8	1
46	628	256	114	86	158	11	1	2	
47	596	222	91	99	166	9	3	5	1
48	567	208	75	95	162	13	1	9	4
49	582	208	68	95	194	11		4	2
50	629	238	70	91	205	16		6	3
51	668	259	69	117	209	9		4	1
52	621	204	67	121	210	14		2	3
53	706	203	69	187	233	8	1	3	2
54	821	195	92	213	296	12	1	10	2
55	831	200	106	200	303	13	2	5	2
56	800	184	77	225	295	12	1	4	2
57	802	167	114	202	308	3	1	4	3
58	884	190	115	227	341	1		3	7
59以上	811	215	93	169	317	4	3	3	7
計	23,384	5,741	5,143	4,098	7,868	263	42	155	74

その4 給料表別, 級別, 年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
18	10							10
19	21							21
20	32							32
21	28							28
22	96							96
23	117							117
24	106							106
25	104							104
26	118							118
27	104							104
28	74							74
29	57	53						110
30	31	67			1			99
31	14	109						123
32	4	86						90
33	5	76						81
34	7	66				1		74
35	5	65						70
36	9	80	3					92
37	4	67	4					75
38	7	70	17		1			95
39	5	10	84					99
40	2	7	97					106
41	5	9	125					139
42	3	3	119				1	126
43	2	5	162		1			170
44	1	3	180	4				188
45	2	5	231	6	1			245
46	2	3	240	9	2			256
47		1	197	18	4	2		222
48		5	175	22	6			208
49	2	2	161	33	10			208
50	1		180	52	5			238
51	2	5	182	56	13		1	259
52	1		123	55	22	3		204
53	2		114	59	20	7	1	203
54	2	1	100	60	26	6		195
55			93	74	23	10		200
56	4	1	87	60	20	10	2	184
57		1	58	74	23	7	4	167
58		2	75	65	28	16	4	190
59以上	22	1	80	69	38	5		215
計	1,011	803	2,887	716	244	67	13	5,741

2 公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	22									22
19	36									36
20	49									49
21	40									40
22	116									116
23	102									102
24	48	86	2							136
25	9	93	7							109
26	4	126	5							135
27	5	116	17							138
28	1	123	23			1				148
29	1	91	24				1			117
30	1	71	119	2						193
31		31	127	2						160
32		11	156	18						185
33		4	150	17						171
34		1	146	41						188
35			118	93						211
36			87	113	1					201
37			71	132	3					206
38			43	137	4	1				185
39			15	163	7	1				186
40			6	167	5	1				179
41				140	32	10				182
42				76	54	7	2			139
43				64	37	9	9			119
44				67	61	11	10			149
45				50	53	7	11			121
46				38	58	5	13			114
47				29	41	6	15			91
48				22	36	9	8			75
49				21	30	9	8			68
50				22	27	10	11			70
51				23	26	8	10	1	1	69
52				17	25	9	14	1	1	67
53				15	26	11	10	5	2	69
54				16	33	16	17	9	1	92
55				25	36	26	15	2	2	106
56				8	34	18	11	2	4	77
57				13	38	28	26	6	3	114
58				12	43	24	22	8	6	115
59				10	31	25	13	4	10	93
計	434	753	1, 116	1, 553	741	252	226	38	30	5, 143

3 教育職給料表(二)(ロ)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		42				42
23		44				44
24		74				74
25		84				84
26		96				96
27		116				116
28		106				106
29		103				103
30		113				113
31		116				116
32		97				97
33		83				83
34		83				83
35		92				92
36		74				74
37		59				59
38		59	2			61
39		70				70
40		69				69
41		52	1			53
42		74				74
43	1	82	4			87
44		93	3			96
45		79				79
46		85	1			86
47		97	1		1	99
48		91	4			95
49		90	4	1		95
50		81	5	5		91
51		99	10	7	1	117
52		105	8	8		121
53		157	12	16	2	187
54		164	14	28	7	213
55		165	6	19	10	200
56		179	10	21	15	225
57		160	7	13	22	202
58		191	4	16	16	227
59		142	3	5	19	169
計	1	3,766	99	139	93	4,098

4 教育職給料表(三)(イ)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		247				247
23		230				230
24		314				314
25		234				234
26		260				260
27		229				229
28		233				233
29		248				248
30		221				221
31		212				212
32		212				212
33		185				185
34		185				185
35		159				159
36		152				152
37		130				130
38		117				117
39		131		1		132
40		112				112
41		114		1		115
42		115	1	1		117
43		140		3		143
44		120	3	3		126
45		153		5		158
46		147	4	7		158
47		141	8	17		166
48		131	8	23		162
49		157	6	27	4	194
50		153	6	43	3	205
51		155	2	43	9	209
52		149	10	39	12	210
53		155	5	46	27	233
54		194	5	57	40	296
55		199	5	47	52	303
56		194	3	46	52	295
57		180	4	33	91	308
58		221	1	30	89	341
59		213	2	33	69	317
計	0	6,842	73	505	448	7,868

5 研究職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		3				3
23		1				1
24		1				1
25		8				8
26		1				1
27		4				4
28		10				10
29		6				6
30		8				8
31		8				8
32		4				4
33		3				3
34		8				8
35		4	1			5
36		1	4			5
37		1	1			2
38			2			2
39			3			3
40		1	5			6
41			9			9
42			8			8
43			3			3
44			10			10
45			9			9
46			11			11
47			8	1		9
48			12	1		13
49			10	1		11
50			10	6		16
51			7	2		9
52			8	6		14
53			3	5		8
54			5	7		12
55			5	7	1	13
56			3	8	1	12
57				2	1	3
58					1	1
59				2	2	4
計	0	72	137	48	6	263

6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24	1				1
25	2				2
26	2				2
27	3				3
28	1				1
29					
30	3	1			4
31	1	1			2
32					
33		4			4
34		1			1
35					
36					
37			1		1
38					
39			2		2
40					
41			1		1
42			1		1
43			1		1
44			2		2
45					
46			1		1
47			2	1	3
48			1		1
49					
50					
51					
52					
53				1	1
54			1		1
55				2	2
56				1	1
57				1	1
58					
59					
60				1	1
61					
62					
63					
64				1	1
65				1	1
計	13	7	13	9	42

7 医療職給料表(二)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22						
23						
24	1					1
25	5					5
26	5					5
27	4					4
28	7					7
29	1	2				3
30	1	4				5
31	3	3				6
32		4				4
33	1	6				7
34		2				2
35	1	3				4
36		2				2
37		3				3
38		1				1
39	1	1	1			3
40			6			6
41			3			3
42			5			5
43			4			4
44			3			3
45			8			8
46			2			2
47			5			5
48			8	1		9
49			4			4
50			5	1		6
51			1	3		4
52			1	1		2
53			1	2		3
54			8	2		10
55			1	2	2	5
56			2	2		4
57				1	3	4
58			2		1	3
59			1	2		3
計	30	31	71	17	6	155

8 医療職給料表(三)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	3					3
23	5					5
24	6					6
25	2					2
26						
27	1					1
28	4					4
29	3	1				4
30		2				2
31		1				1
32		1				1
33						
34		1				1
35		2				2
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43			2			2
44						
45			1			1
46						
47			1			1
48			4			4
49			2			2
50			3			3
51		1				1
52			3			3
53			1	1		2
54			1	1		2
55			1	1		2
56			2			2
57			1	2		3
58			5	2		7
59			5	2		7
計	24	9	32	9	0	74

その5 給料表別, 級別平均経験年数

給料表 \ 級	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	22.0	5.0	12.3		26.8	32.5	32.8	33.1	33.3		
公安職給料表	17.6	3.5	8.5		12.3	19.9	28.0	31.4	31.1	35.3	36.7
教育職給料表(二)(ロ)	21.4	23.0	20.5	29.7	32.3	34.1					
教育職給料表(三)(イ)	18.6	—	16.6	28.4	30.4	33.3					
研究職給料表	20.8	—	7.0		24.0	30.6	34.5				
医療職給料表(一)	16.2	3.8	9.9		20.3	33.0					
医療職給料表(二)	17.7	2.8	9.2		23.4	29.9	33.3				
医療職給料表(三)	19.8	2.5	11.6		30.8	35.0	—				

第2表 職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表 \ 区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	80.8	6.1	13.1	0.0	60.3	39.7
行政職給料表	67.2	10.3	22.4	0.0	65.5	34.5
公安職給料表	62.1	3.8	34.1	0.0	90.1	9.9
教育職給料表(二)(ロ)	95.7	3.7	0.6	—	54.9	45.1
教育職給料表(三)(イ)	94.1	5.9	0.0	—	40.1	59.9
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	77.9	22.1
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	81.0	19.0
医療職給料表(二)	92.9	7.1	—	—	35.5	64.5
医療職給料表(三)	95.9	4.1	—	—	2.7	97.3

### 第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

項目	給料表 全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
		給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	
給料月額(円)	340,727	339,087	324,339	362,452	340,457	361,309	434,590	330,384	327,809	
給料調整額(円)	7,205	49	19	16,344	12,687	3,091	0	3,223	0	
扶養手当(円)	9,103	8,811	13,896	8,305	6,651	11,219	10,690	6,290	986	
地域手当(円)	19,568	22,110	20,362	20,603	16,433	20,508	73,340	15,790	17,390	
小計(円) (基準内給与)	376,604	370,057	358,615	407,704	376,228	396,127	518,621	355,686	346,186	
住居手当(円)	5,717	5,316	2,696	6,991	7,313	6,978	1,929	6,081	3,412	
管理職手当(円)	4,786	6,790	1,602	3,648	6,133	1,825	13,095	2,935	0	
その他の手当(円)	3,828	209	1,503	5,854	5,633	122	288,785	710	0	
合計(円) (給与月額)	390,934	382,371	364,416	424,197	395,307	405,051	822,430	365,412	349,598	
対前年比	給料月額(%)	99.4	99.0	100.7	99.5	98.9	100.1	100.7	101.2	95.8
	基準内給与(%)	99.5	99.0	100.8	99.5	99.0	100.1	100.8	101.4	95.9
	給与月額(%)	99.5	99.2	100.8	99.7	99.0	100.2	100.3	101.2	96.0

(注) 1 給料月額には、平成27年4月1日及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の廃止に伴う経過措置額をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

経験年数	学歴	大学卒		高校卒	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
		人	円	人	円
1年未満		100	187,700	14	153,679
1年以上 2年未満		99	194,688	21	159,395
2年以上 3年未満		87	201,664	38	165,647
3年以上 4年未満		108	208,821	20	172,090
4年以上 5年未満		110	216,008	23	184,465
5年以上 6年未満		100	220,855	17	190,859
6年以上 7年未満		95	229,643	19	200,453
7年以上 8年未満		111	243,099	10	203,550
8年以上 9年未満		95	252,920	11	210,918
9年以上 10年未満		103	260,250	10	217,080
10年以上 11年未満		61	267,097	6	231,917
11年以上 12年未満		85	271,885	7	247,857
12年以上 13年未満		50	279,548	5	252,420
13年以上 14年未満		41	289,493	13	259,500
14年以上 15年未満		47	295,674	10	267,520
15年以上 16年未満		49	311,382	4	273,525
16年以上 17年未満		61	317,838	18	279,756
17年以上 18年未満		92	335,455	11	290,600
18年以上 19年未満		83	342,075	19	295,505
19年以上 20年未満		83	349,707	8	302,950
20年以上 21年未満		111	355,686	20	317,620
21年以上 22年未満		129	362,309	20	331,315
22年以上 23年未満		115	362,294	16	340,281
23年以上 24年未満		144	372,611	32	346,678
24年以上 25年未満		126	380,408	23	353,583
25年以上 26年未満		127	384,480	36	359,611
26年以上 27年未満		132	386,470	49	364,882
27年以上 28年未満		174	386,746	71	371,566
28年以上 29年未満		141	391,977	69	375,003
29年以上 30年未満		176	397,046	45	379,420
30年以上 31年未満		142	401,864	54	381,830
31年以上 32年未満		122	404,620	43	387,514
32年以上 33年未満		127	408,521	46	388,038
33年以上 34年未満		130	407,767	74	388,734
34年以上 35年未満		75	416,101	47	391,628
35年以上		229	414,155	359	401,180
計		3,860	332,855	1,288	345,491

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数		人 10,061	人 2,376	人 3,181	人 1,698	人 2,599	人 132	人 20	人 50	人 5
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,157	円 21,289	円 22,466	円 20,044	円 20,136	円 22,352	円 22,450	円 19,500	円 14,600
扶 養 親 族 数	配偶者	人 5,662	人 1,301	人 2,342	人 820	人 1,084	人 77	人 18	人 18	人 2
	子	15,049	3,501	5,136	2,354	3,743	210	31	70	4
	上記以外の者	416	112	41	93	168	—	—	2	—
	計	21,127	4,914	7,519	3,267	4,995	287	49	90	6
	うち 年齢加算 を受ける 子	4,593	1,286	934	912	1,353	70	5	29	4

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区分	給料表 受給者数 及び平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数	23,377	5,734	5,143	4,098	7,868	263	42	155	74
	平均額	19,574	22,137	20,362	20,603	16,433	20,508	73,340	15,790	17,390
東京都特別区に勤務する者	人数	29	25	4	—	—	—	—	—	—
	支給割合 19.8%	66,715	67,491	61,865	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(一)適用者	人数	42	—	—	—	—	—	42	—	—
	支給割合 16%	73,340	—	—	—	—	—	73,340	—	—
大阪府大阪市に勤務する者	人数	4	4	—	—	—	—	—	—	—
	支給割合 16%	62,616	62,616	—	—	—	—	—	—	—
広島市及び安芸郡中町に勤務する者	人数	7,488	3,365	2,609	1,163	227	91	—	11	22
	支給割合 7.4%	26,808	26,322	26,025	29,643	28,447	27,811	—	24,514	24,258
上記を除く内域の地域に勤務する者	人数	15,807	2,336	2,527	2,935	7,641	172	—	144	52
	支給割合 4.4%	15,903	15,563	14,417	17,021	16,076	16,645	—	15,123	14,485
上記以外に勤務する者	人数	7	4	3	—	—	—	—	—	—
	平均額	29,928	17,012	47,150	—	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表								
	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数	人 5,259	人 1,197	人 528	人 1,127	人 2,287	人 71	人 3	人 37	人 9
手当月額 11,000円以下 の受給者	16	3	2	5	6	—	—	—	—
手当月額 11,100円以上 27,000円未満 の受給者	2,042	386	128	423	1,073	20	—	10	2
手当月額 27,000円(上限) の受給者	3,201	808	398	699	1,208	51	3	27	7
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 25,378	円 25,465	円 25,999	円 25,407	円 25,152	円 25,846	円 27,000	円 25,473	円 26,556

借配偶者等 の 借住する 間	受給者数	人 17	人 3	人 11	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 1
	1人当たり 平均 手当月額	円 12,615	円 12,250	円 12,473	円 13,500	円 13,500	円 —	円 —	円 —	円 13,500

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表		全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
区分	給料表		給料表	給料表	給料表(二)(ロ)	給料表(三)(イ)	給料表	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)
受給者数		人 1,925	人 573	人 110	人 281	人 943	人 6	人 5	人 7	人 -
手当受給者 1人あたり 平均手当月額		円 58,135	円 68,027	円 74,909	円 53,202	円 51,171	円 80,000	円 110,000	円 65,000	円 -
支給 区分	1種 〔本庁長 局長〕	14	13	-	-	-	-	1	-	-
	2種 〔本庁長 部長〕	96	63	31	-	-	-	2	-	-
	3種 〔本庁長 本課長〕	344	238	42	27	23	6	2	6	-
	4種 〔本庁長 担当監〕	776	90	37	141	507	-	-	1	-
	5種 〔学校 総括事務長〕	586	60	-	113	413	-	-	-	-
	6種 〔学校 事務長〕	109	109	-	-	-	-	-	-	-
手当が支給される主な職			本庁 局長, 部長, 課長, 担当監 地方機関 所長, 次長	警察本部 参事官, 課長 次席 警察署 署長, 副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小中学校 校長, 教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人あたり 平均手当月額
人 344	円 34,163

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 227	人 97	人 4	人 2	人 2	人 12	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	給料表 受給者数及び 平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (≡)(ロ)	給料表 (≡)(イ)	給料表	給料表 (→)	給料表 (⇐)	給料表 (⇐)
受給者計	人数	20,321	4,942	3,657	3,830	7,450	233	9	138	62
	平均額	13,703	17,897	7,363	16,276	12,125	22,780	9,832	27,928	18,873
交通機関等 のみを 利用する者	人数	4,391	2,656	1,197	218	164	71	4	50	31
	平均額	16,252	17,729	10,090	21,451	22,323	24,743	12,783	29,625	18,437
交通用具 のみを 使用する者	人数	13,857	1,748	2,290	3,038	6,582	115	3	60	21
	平均額	7,822	7,789	4,524	9,059	8,364	7,544	5,967	11,307	13,005
交通機関 等と交通 用具を 併用する者	人数	2,073	538	170	574	704	47	2	28	10
	平均額	47,619	51,570	26,400	52,506	44,916	57,092	9,730	60,514	32,549
受給者計 (うち駐車料 金に係る 受給者)	人数	144	82	—	20	30	7	—	2	3
	平均額	2,104	2,127	—	2,264	2,639	2,071	—	1,375	2,250
自動車 を 駐車する者	人数	99	58	—	12	20	5	—	1	3
	平均額	2,712	2,685	—	2,708	2,940	2,500	—	2,250	2,250
自転車等 を 駐車する者	人数	45	24	—	8	10	2	—	1	—
	平均額	1,207	778	—	1,596	2,037	1,000	—	500	—

第10表 給料表別，級別，号給別人員分布  
その1 行政職給料表

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1						179	50	11
2						43	12	1
3						19	5	1
4						3		
5								
6			2					
7								
8			4					
9	11		3					
10			51					
11	3		7					
12			18					
13	18		15					
14			20					
15			49					
16	3		16					
17	31		14	1				
18			17					
19	5		23					
20	4		53					
21	20		13					
22			15					
23	1		7					
24	1		13					
25	10		36	3				
26	2		5					
27	13		12	8				
28			7	1				
29	93		42	3				
30			12	2				
31	13		13	7				
32	4		10	5				
33	95		39	11				
34	3		7	11				
35	21		12	23				
36	5		5	10				
37	87		28	22	1			
38	3		12	5	2			
39	15		13	51	1			
40	10		7	9	4			
41	79		29	39	2			
42	8		10	5				
43	21		18	50	4			
44	8		2	9	1			
45	80		23	44	6			
46	5		2	13	7			
47	16		21	52	4			
48	11		7	15	5			
49	80		23	33	10			
50	7		3	19	30			
51	15		16	49	36			
52	4		3	19	35			
53	52		3	61	49			
54	8			24	30			
55	19		4	75	50			
56	17		1	22	27			
57	9		1	45	15			
58	6			41	23			
59	3		1	45	26			
60	3			54	31			
61	4		3	31	22			
62	1			32	12			
63				36	11			
64				35	20			
65	1		2	92	18			
66			2	25	5			
67	3		2	35	12			
68				37	1			
69	1		2	42	14			
70	1		1	67	5			
71	3		1	27	8			
72	1			23	9			
73	4		1	31	4			
74	1			42	8			
75	3			76	7			
76	1			18	8			
77	4		2	39	7			
78	4		1	26	6			
79	3		2	80	10			
80	1		1	12	9			

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81	1		57	27			
82	1		26	8			
83	4		61	25			
84		3	27	15			
85	4		71	46			
86	2	1	17				
87	2		60				
88	1		16				
89	1		73				
90	1		25				
91			59				
92	1	1	99				
93	35		30				
94			20				
95		1	18				
96			13				
97		1	14				
98			7				
99			38				
100			19				
101			49				
102			30				
103		1	31				
104			26				
105			309				
106		1					
107		2					
108							
109							
110							
111							
112							
113		4					
計	1,011	803	2,887	716	244	67	13
合計人員						5,741	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4								1		
5		22					1			
6										
7		5								
8		2								
9		10								
10		2								
11		23								
12		1		2						
13		7								
14		6								
15		30		2						
16				3						
17		5		1						
18		3		1						
19		35		1						
20		1		3						
21		74								
22		4	1	1						
23		39	85	1						
24		7		2						
25		13	9	8	2					
26		8	17	4						
27		75	79	4	1					
28		3	4	3	1					
29		17	22	7	1					
30		10	16	4	1	2				
31		16	17	3	5	1				
32		4	76	4						
33			13	10	4	1				4
34		5	15	8	2	1				8
35		1	25	12	4	2				2
36		1	22	8	3					2
37			62	69	3	1	1			1
38		1	8	34	4	3	2	1		4
39		1	24	44	11	1	3			2
40		1	17	18	4	2	1	1		2
41		1	65	65	22	1	1	5		3
42			11	31	22		1			1
43			20	36	25		2	2		
44			19	28	22		4			1
45			48	43	46	13	4	2		
46		1	16	36	20	13	2	2		
47			26	44	33	19	2	4		
48			28	37	20	10	2	3	5	
49			1	57	33	17	2	3	7	
50			1	32	25	4	2	4	4	
51				39	40	19	1	3	5	
52				29	23	13	4	5	3	
53				45	47	6	4	3	3	
54			1	34	25	18			4	
55			4	51	56	13	1	6	2	
56			1	28	27	9	1	6	2	
57				28	59	14	5	12	2	
58				15	38	13	1	4	1	
59				34	42	19	2	5		
60				17	36	14	2	8		
61				19	50	15	3	12		
62				17	47	15		6		
63				23	51	24	1	11		
64				20	38	14	2	5		
65				14	46	17	1	3		
66				9	37	7	1	3		
67				11	56	19	2	4		
68				17	38	3	2	3		
69					20	11	2	3		
70					11	8	1	3		
71					19	26	1	4		
72					17	9	1	4		
73					15	23		2		
74					7	12	2	3		
75					13	16	5	3		
76					15	13	4	4		
77					18	19	3	4		
78					9	7		4		
79					9	8	4	6		
80					7	9	2	2		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
81					13	10	1	4		
82					11	15	2	3		
83					13	14	6	4		
84					11	15	7	8		
85					19	9	33	38		
86					7	14	8			
87					8	11	27			
88					10	10	5			
89					15	19	18			
90					4	14	7			
91					6	23	14			
92					4	13	1			
93					7	70	35			
94					2					
95					7					
96					5					
97					8					
98					5					
99					7					
100					2					
101					7					
102					2					
103					4					
104					3					
105					7					
106					2					
107					10					
108					7					
109					7					
110					5					
111					6					
112					8					
113					9					
114					2					
115					4					
116					8					
117					7					
118					5					
119					4					
120					1					
121					9					
122					4					
123					7					
124					9					
125					22					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		434	753	1, 116	1, 553	741	252	226	38	30
								合計人員	5, 143	

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			42			
6						
7			7			
8			1			
9			35			
10						
11			5			
12			3			
13			61			
14						
15			13			1
16			2			
17			63			
18						
19			15			
20			4			
21			73			
22			1			1
23			16			
24			8			
25			90			
26			1			
27			16			3
28			6			3
29			82			4
30			1			7
31			20			5
32			7			6
33			73			5
34			2			7
35			27			7
36			14			5
37			78			39
38			5			
39			25			
40			11			
41			66			
42			2			
43			31			
44			19			
45			61	1		
46			5			
47			23			
48			9			
49			41			
50			9			
51			30	1		
52			11			
53			32			
54			8			
55			23	1		
56			11			
57			47			
58			7		1	
59			20		1	
60			8		7	
61			44	1	4	
62			8		2	
63			20	1	4	
64			13		2	
65			23		5	
66			13	1	3	
67			17		9	
68			9	1	9	
69			21	1	13	
70			8	1	13	
71			30		6	
72			14		7	
73			30	1	8	
74			17		5	
75			27		11	
76			11		6	
77			26		23	
78			9			
79			15	2		
80			14			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			24		1	
82			13			
83			15			
84			17			
85			34		1	
86			13			
87			14		3	
88			21		1	
89			30		4	
90			17			
91			24		3	
92			19		6	
93			29		3	
94			11		8	
95			22		7	
96			19		2	
97			32		8	
98			11		2	
99			15		2	
100			15		1	
101			28		4	
102			8		3	
103			20		1	
104			20		2	
105		1	32		4	
106			22		1	
107			27		3	
108			14		1	
109			34		1	
110			18		4	
111			35		3	
112			21		1	
113			25		3	
114			32		1	
115			30			
116			30		2	
117			27		1	
118			29			
119			29			
120			31			
121			32			
122			26			
123			33			
124			40			
125			59			
126			68			
127			73			
128			87			
129			91			
130			114			
131			107			
132			65			
133			86			
134			34			
135			53			
136			37			
137			46			
138			30			
139			25			
140			35			
141			31			
142			15			
143			13			
144			9			
145			11			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		1	3,766	99	139	93
					合計人員	4,098

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						1
16						1
17			248			1
18						
19			12			1
20			2			2
21			217			
22			2			4
23			22			35
24			9			40
25			266			25
26						33
27			24			35
28			7			37
29			208			33
30			3			15
31			33			24
32			7			9
33			216			24
34			4			12
35			31			13
36			12			12
37			183			91
38			4			
39			20			
40			17		1	
41			180			
42			5			
43			29			
44			23			
45			195			
46			6			
47			48		2	
48			22			
49			133		1	
50			10		1	
51			42			
52			28			
53			146			
54			18		1	
55			48			
56			28		1	
57			114		2	
58			23			
59			48		3	
60			29	1	1	
61			84		1	
62			22		1	
63			65		3	
64			22	1	3	
65			74		1	
66			16		6	
67			45		8	
68			15		9	
69			81		1	
70			12	1	8	
71			46		10	
72			31		9	
73			80		11	
74			13	2	10	
75			43		20	
76			26	1	25	
77			64	2	28	
78			15		16	
79			39	1	14	
80			31		28	

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			48	2	24	
82			20	2	26	
83			31	1	27	
84			28	6	26	
85			54	2	32	
86			20		28	
87			38	1	14	
88			20	5	16	
89			42	3	13	
90			25	2	15	
91			29		10	
92			19	1	13	
93			32	2	36	
94			24	1		
95			33	2		
96			28	3		
97			45	5		
98			27	4		
99			38	1		
100			38	3		
101			40	3		
102			26	2		
103			32	1		
104			31	1		
105			43	1		
106			45	1		
107			37	2		
108			31	1		
109			34	1		
110			23	3		
111			39			
112			32			
113			24	1		
114			23			
115			39			
116			32	1		
117			29			
118			35			
119			38			
120			27			
121			34			
122			38			
123			43			
124			40			
125			54			
126			47			
127			40			
128			37			
129			50			
130			42			
131			26			
132			43			
133			57			
134			37			
135			55			
136			46			
137			78			
138			69			
139			98			
140			94			
141			126			
142			99			
143			137			
144			109			
145			119			
146			86			
147			42			
148			31			
149			34			
150			41			
151			50			
152			24			
153			39			
154			15			
155			4			
156			1			
157			12			
計		0	6,842	73	505	448
					合計人員	7,868

その5 研究職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1						
2						
3						
4						
5			3			
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						
12						
13			3			
14						
15			1			
16			1			
17			4			
18						
19						
20						
21			1			
22						
23			2	3		
24			3			
25			2			
26						
27				2		
28				1		
29			8			
30						
31			1			1
32			2	1		
33			5	1		3
34						1
35						
36						
37			5	1		
38				1		1
39			2			
40			2			
41			4	1		
42			1	3		
43						
44						
45			4	2		
46				4		
47			1		1	
48			1	2		
49			6	2	2	
50				4	2	
51					4	
52					2	
53			7	1	1	
54				5		
55			1		5	
56				1	1	
57				1	3	
58				1	5	
59				1	1	
60					1	
61				2	3	
62			1	5	1	
63						
64				1	1	
65				5	1	
66				5		
67					3	
68				3		
69				1	1	
70				10		
71					4	
72				1	3	
73				2	3	
74				4		
75						
76				9		
77						
78				5		
79				6		
80				1		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				1		
82				4		
83				1		
84				1		
85				6		
86				2		
87						
88				3		
89				21		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	72	137	48	6
					合計人員	263

その6 医療職給料表(-)

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		3	1		
14					
15					
16					
17		2	2		
18					
19					
20					
21		1			
22			2		
23				1	
24					
25		1			
26					
27			1		
28					
29		2			
30					
31			1	1	
32					1
33					
34					
35				1	
36					
37					
38					
39				1	
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47				2	
48					
49					
50					
51				1	
52					1
53					1
54					1
55					
56					1
57				1	
58				1	
59					
60					
61				1	
62					
63					
64					
65					4
66					
67				2	
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		13	7	13	9
合計人員					42

その7 医療職給料表(二)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			1			
18			1			
19						
20						
21						
22			1			
23			2			
24			1			
25						
26						
27			1			1
28						
29			3			
30			1			2
31				1		
32			1	2		1
33			1			2
34			2			
35				1		
36			1	1		
37	1		3			
38						
39	2		4	1		
40	1					
41				4		
42					1	
43	7			2		
44				1		
45	1			1		
46			2		2	
47	5		1		5	
48	1			1		
49	1			2	1	
50	1			2		
51	3		1	3		
52			2		2	
53	1			3	1	
54						
55	3			4	1	
56				1	1	
57					1	
58			1	3		
59						
60	1					
61				3		
62						
63	1					
64					1	
65					1	
66				1		
67			1	3		
68				1		
69						
70				2		
71				1		
72				1		
73				2		
74				3		
75	1					
76				3		
77				2		
78						
79				1		
80						

号 給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82						
83				1		
84						
85						
86				1		
87				1		
88						
89						
90				2		
91						
92				2		
93				3		
94				2		
95				2		
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計		30	31	71	17	6
					合計人員	155

その8 医療職給料表(三)

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20			3			
21						
22						
23						
24						
25			1			
26						
27						
28						
29						
30						
31		5				
32						
33						
34						
35		4	1			
36						
37						
38						
39		6				
40			2			
41						
42						
43		2				
44						
45						
46					3	
47			1			
48						
49						
50					1	
51		2		1		
52						
53				1		
54		1		1		
55		3				
56						1
57		1				
58					1	
59						
60						
61						
62						
63					2	
64						
65						
66						
67				2		
68					1	
69				1		
70						
71				2		
72				1		
73						
74						
75						
76						
77			1	1		
78				1		
79				1		
80				1		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82				2		
83						
84						
85						
86						
87				1		
88						
89						
90						
91				1		
92						
93				1		
94						
95						
96				1		
97				13		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
165						
166						
167						
168						
169						
計		24	9	32	9	0
					合計人員	74

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	1
3	
4	
5	
6	
7	1
適用職員数	
2人	

第12表 再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	106	—	106		—	—	59	38	5	1	3
公安職給料表	26	—	—		4	22	9	14	2	1	—
教育職給料表(二)(ロ)	216	34	170	—	6	6	91	59	25	24	17
教育職給料表(三)(イ)	287	—	252	—	—	35	120	76	46	34	11
研究職給料表	7	—	7		—	—	5	2	—	—	—
医療職給料表(二)	5	—	5		—	—	3	2	—	—	—
医療職給料表(三)	3	—	3		—	—	3	—	—	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	182 (4)	—	182 (4)		—	—	29	10	41	59 (2)	43 (2)
公安職給料表	51	—	—		7	44	1	1	25	24	—
教育職給料表(二)(ロ)	147 (147)	1 (1)	146 (146)	—	—	—	27 (27)	38 (38)	23 (23)	39 (39)	20 (20)
教育職給料表(三)(イ)	231 (229)	—	231 (229)	—	—	—	49 (49)	67 (66)	56 (55)	31 (31)	28 (28)
研究職給料表	13 (1)	—	13 (1)		—	—	2	2 (1)	7	2	—
医療職給料表(二)	3	—	3		—	—	—	1	1	1	—
医療職給料表(三)	6	—	6		—	—	1	—	3	1	1

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、( )内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

## 2 民間給与関係資料



## 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

### 3 調査の対象

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,355事業所

#### (2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した76職種（うち初任給関係18職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した1,355事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から357事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

#### (2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

### 6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 民間給与実態調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
調 査 対 象 事 業 所	事業所	事業所	事業所	事業所
調 査 対 象 事 業 所	1,355	580	564	211
抽 出 事 業 所	357	162	139	56
調 査 事 業 所 ( 産 業 計 )	308	137	124	47
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	22	13	2	7
製 造 業	120	47	54	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	66	30	24	12
卸 売 業 , 小 売 業	26	13	10	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	13	10	3	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	61	24	31	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が43所あった。
- 2 調査対象事業所357所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた351所に占める調査完了事業所308所の割合(調査完了率)は、87.7%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)  
ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、実地調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業及びサービス業(他に分類されないもの。)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
地 域 計	事業所	事業所	事業所	事業所
地 域 計	308	137	124	47
広 島 市	143	76	53	14
そ の 他 の 市	143	49	63	31
郡 部	22	12	8	2

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	202,075	206,349	194,067	200,442
	短大卒	179,890	185,929	166,650	※175,772
	高校卒	166,534	167,200	164,510	168,744
新卒事務員	大学卒	199,711	205,335	190,257	※196,031
	短大卒	172,572	※185,305	160,790	※172,744
	高校卒	161,973	161,711	160,309	※166,957
新卒技術者	大学卒	205,673	207,793	201,059	※204,820
	短大卒	183,538	186,117	※174,813	※176,781
	高校卒	169,194	170,173	167,116	169,971
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	※194,500	—	※194,500	—
新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	※406,800	—	※406,800	—
準新卒薬剤師	大学卒	※211,700	※211,700	—	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	206,081	206,200	※203,000	—
準新卒准看護師	養成所卒	※158,870	—	※158,870	—

(注) 1 ※印のあるものは，調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とあるのは，平成30年度中に資格免許を取得し(医師については平成28年度中に免許を取得し，2年間の臨床研修を修了後)，平成31年4月までに採用された場合をいう。

第15表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与の支給状況等

その1 給与比較の対象職種

1 全規模

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事	支店長	29	53.7	783,388	2,072	781,316	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	52.7	794,187	2,812	791,375	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	56.3	754,560	98	754,462	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	工場長	10	53.8	863,562	9,732	853,830	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	54.6	904,389	12,105	892,284	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	50.5	696,138	-	696,138	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務部長	478	52.4	631,962	1,255	630,707	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	372	52.4	644,607	226	644,381	
	短大卒	25	52.0	529,653	716	528,937	
	高校卒	80	52.7	615,104	5,719	609,385	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技	技術部長	361	52.9	690,551	4,611	685,940	同上
	大学卒	271	52.5	706,435	2,433	704,002	
	短大卒	31	53.3	682,578	10,153	672,425	
	高校卒	59	54.1	628,355	10,857	617,498	
	中学卒	-	-	-	-	-	
術	事務部次長	93	51.1	521,766	895	520,871	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	76	51.3	535,078	773	534,305	
	短大卒	9	50.6	463,899	2,360	461,539	
	高校卒	8	50.0	467,156	490	466,666	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	技術部次長	98	51.5	614,334	2,577	611,757	同上
	大学卒	85	51.3	622,668	2,942	619,726	
	短大卒	2	52.6	627,284	-	627,284	
	高校卒	11	52.9	540,505	-	540,505	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	事務課長	1,074	49.0	551,645	10,035	541,610	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	740	48.2	552,709	7,228	545,481	
	短大卒	98	49.8	495,993	11,293	484,700	
	高校卒	235	50.8	568,241	17,193	551,048	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職	技術課長	947	49.3	565,224	9,426	555,798	同上
	大学卒	649	48.8	573,811	6,047	567,764	
	短大卒	75	49.4	540,074	8,822	531,252	
	高校卒	222	50.8	548,264	19,945	528,319	
	中学卒	x	x	x	x	x	

(注) X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	387	48.1	478,041	36,552	441,489	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	246	47.0	483,654	37,242	446,412	
	短大卒	54	48.3	425,855	40,619	385,236	
	高校卒	86	51.2	492,744	32,216	460,528	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事 務	技術課長代理	162	45.7	443,325	36,540	406,785	同上
	大学卒	115	45.0	448,737	33,949	414,788	
	短大卒	14	46.8	406,633	51,995	354,638	
	高校卒	33	47.3	440,100	38,928	401,172	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	事務係長	1,110	45.0	455,644	51,024	404,620	係の長及び係長級専門職
	大学卒	635	43.2	452,292	53,340	398,952	
	短大卒	145	46.3	420,134	49,106	371,028	
	高校卒	328	48.0	476,801	47,332	429,469	
	中学卒	2	52.2	365,705	61,454	304,251	
技 術	技術係長	856	44.6	452,399	72,269	380,130	同上
	大学卒	510	42.4	444,321	72,223	372,098	
	短大卒	103	46.4	450,510	62,279	388,231	
	高校卒	240	48.3	469,519	76,799	392,720	
	中学卒	3	43.0	503,695	78,727	424,968	
関 係	事務主任	976	42.6	400,714	45,614	355,100	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	611	40.8	412,874	50,046	362,828	
	短大卒	119	45.4	380,412	35,112	345,300	
	高校卒	244	46.0	380,253	39,276	340,977	
	中学卒	2	39.7	371,623	89,731	281,892	
係	技術主任	918	44.2	485,088	91,717	393,371	同上
	大学卒	613	42.7	485,959	94,707	391,252	
	短大卒	83	45.3	490,722	93,316	397,406	
	高校卒	217	48.2	480,140	81,690	398,450	
	中学卒	5	51.6	491,595	106,699	384,896	
職 種	事務係員	3,712	37.6	312,133	37,552	274,581	
	大学卒	2,176	34.9	320,424	41,727	278,697	
	短大卒	650	42.1	299,330	30,277	269,053	
	高校卒	870	41.2	301,262	32,569	268,693	
	中学卒	16	40.4	277,452	28,828	248,624	
職 種	技術係員	2,978	35.8	366,508	67,006	299,502	
	大学卒	1,870	34.6	368,278	66,743	301,535	
	短大卒	341	36.7	333,356	54,262	279,094	
	高校卒	752	38.2	374,897	72,026	302,871	
	中学卒	15	38.3	352,230	85,722	266,508	

## 2 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事	支店長	28	53.8	804,290	149	804,141	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	20	52.8	824,401	169	824,232	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	56.3	754,560	98	754,462	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	工場長	7	54.0	949,374	-	949,374	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	55.5	979,460	-	979,460	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務部長	298	52.3	701,841	255	701,586	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	243	52.1	708,381	197	708,184	
	短大卒	13	50.1	567,787	-	567,787	
	高校卒	42	54.0	708,499	605	707,894	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	246	52.9	748,055	5,143	742,912	同上
	大学卒	192	52.4	753,757	2,991	750,766	
	短大卒	20	55.3	757,624	10,317	747,307	
	高校卒	34	54.1	712,955	12,975	699,980	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	事務部次長	38	51.4	616,220	627	615,593	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	32	51.7	640,300	748	639,552	
	短大卒	3	50.9	530,498	-	530,498	
	高校卒	3	49.0	458,742	-	458,742	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	45	52.0	754,512	4,185	750,327	同上
	大学卒	39	51.6	772,038	4,829	767,209	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	55.1	585,168	-	585,168	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職	事務課長	777	49.1	589,127	11,889	577,238	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	553	48.1	583,764	8,578	575,186	
	短大卒	61	51.0	538,633	12,940	525,693	
	高校卒	162	51.3	618,460	20,612	597,848	
	中学卒	x	x	x	x	x	
種	技術課長	646	49.8	607,565	11,505	596,060	同上
	大学卒	439	49.3	617,899	7,178	610,721	
	短大卒	48	50.1	581,770	8,841	572,929	
	高校卒	159	51.2	585,348	25,185	560,163	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	人 253	歳 48.0	円 503,425	円 39,434	円 463,991	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	大学卒	164	46.7	506,440	40,776	465,664	課長に直属し部下4人以上を有する者
	短大卒	31	48.8	446,081	44,717	401,364	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	高校卒	57	51.2	523,286	33,154	490,132	課長代理及び課長代理級専門職
	中学卒	x	x	x	x	x	※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
務	技術課長代理	80	46.1	471,175	44,632	426,543	同上
	大学卒	60	45.3	466,424	38,832	427,592	
	短大卒	7	48.4	421,170	43,458	377,712	
	高校卒	13	48.6	522,865	73,325	449,540	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務係長	703	44.7	488,559	59,091	429,468	係の長及び係長級専門職
	大学卒	398	42.3	482,469	64,014	418,455	
	短大卒	76	46.1	465,001	57,993	407,008	
	高校卒	229	48.2	505,528	51,265	454,263	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術係長	419	45.0	502,260	83,916	418,344	同上
	大学卒	224	42.6	493,203	84,772	408,431	
	短大卒	53	46.8	497,568	67,414	430,154	
	高校卒	139	48.3	519,638	89,740	429,898	
	中学卒	3	43.0	503,695	78,727	424,968	
関	事務主任	669	43.3	424,862	51,325	373,537	係長等のいる事業所における主任
	大学卒	417	41.8	438,447	57,673	380,774	係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者
	短大卒	79	45.3	409,591	38,373	371,218	係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任
	高校卒	172	46.1	399,448	41,828	357,620	
	中学卒	x	x	x	x	x	※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
係	技術主任	585	45.5	521,268	99,401	421,867	同上
	大学卒	369	44.2	525,107	103,244	421,863	
	短大卒	48	46.7	549,778	103,984	445,794	
	高校卒	167	48.7	500,271	86,563	413,708	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職	事務係員	2,182	37.7	325,937	41,653	284,284	
	大学卒	1,301	34.7	330,129	45,607	284,522	
	短大卒	358	42.8	320,180	34,646	285,534	
	高校卒	514	41.9	319,715	36,597	283,118	
	中学卒	9	39.7	296,883	34,243	262,640	
種	技術係員	1,933	36.2	377,223	69,848	307,375	
	大学卒	1,149	34.8	376,291	68,223	308,068	
	短大卒	216	37.1	347,220	57,368	289,852	
	高校卒	564	38.4	388,148	76,558	311,590	
	中学卒	4	41.5	409,661	117,668	291,993	

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事	支店長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	工場長	2	57.0	739,913	-	739,913	構成員50人以上の工場長の (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務部長	152	52.7	553,129	2,913	550,216	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	108	53.2	568,660	323	568,337	
	短大卒	10	53.0	491,653	-	491,653	
	高校卒	33	51.0	525,502	12,727	512,775	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技	技術部長	103	52.9	590,771	2,809	587,962	同上
	大学卒	71	53.2	621,052	504	620,548	
	短大卒	9	48.7	514,930	4,617	510,313	
	高校卒	23	53.6	528,422	8,880	519,542	
	中学卒	-	-	-	-	-	
術	事務部次長	39	50.4	469,479	1,530	467,949	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大学卒	31	50.6	473,331	1,142	472,189	
	短大卒	3	47.9	419,580	7,781	411,799	
	高校卒	5	50.6	471,700	754	470,946	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	51	51.1	518,727	1,517	517,210	同上
	大学卒	45	51.1	522,440	1,694	520,746	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	50.8	507,355	-	507,355	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職	事務課長	272	48.6	462,815	5,337	457,478	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	177	48.5	473,058	3,746	469,312	
	短大卒	32	48.4	437,834	10,316	427,518	
	高校卒	63	49.1	445,423	7,472	437,951	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術課長	258	47.5	461,484	2,696	458,788	同上
	大学卒	182	47.1	465,785	1,588	464,197	
	短大卒	23	47.3	445,229	4,745	440,484	
	高校卒	52	49.1	453,754	5,695	448,059	
	中学卒	x	x	x	x	x	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	119	48.2	432,014	31,492	400,522	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短大卒	71	47.0	437,450	28,866	408,584	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高校卒	21	48.1	403,784	38,621	365,163	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	中学卒	27	51.3	439,591	32,946	406,645	課長代理及び課長代理級専門職
務	技術課長代理	-	-	-	-	-	※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	64	44.7	429,601	32,747	396,854	同上
	短大卒	44	44.5	446,861	36,068	410,793	
	高校卒	5	45.0	417,270	94,213	323,057	
	中学卒	15	45.3	391,022	8,953	382,069	
・	事務係長	-	-	-	-	-	
	大学卒	347	45.6	391,985	36,336	355,649	係の長及び係長級専門職
	短大卒	205	44.6	397,067	34,204	362,863	
	高校卒	60	46.9	372,267	38,628	333,639	
	中学卒	81	47.3	393,543	40,537	353,006	
技	技術係長	x	x	x	x	x	
	大学卒	419	44.1	403,403	59,606	343,797	同上
	短大卒	275	42.2	404,651	61,235	343,416	
	高校卒	49	45.8	395,149	56,241	338,908	
	中学卒	95	48.4	404,153	56,905	347,248	
術	事務主任	-	-	-	-	-	
	大学卒	260	41.2	345,997	31,617	314,380	係長等のいる事業所における主任
	短大卒	165	38.8	356,388	31,308	325,080	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	高校卒	32	44.7	315,102	29,927	285,175	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	中学卒	62	45.7	332,883	32,057	300,826	※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
係	技術主任	x	x	x	x	x	
	大学卒	295	40.0	375,546	67,392	308,154	同上
	短大卒	218	38.4	375,015	69,674	305,341	
	高校卒	29	42.1	357,052	65,435	291,617	
	中学卒	46	45.5	388,623	59,848	328,775	
職	事務係員	2	52.1	389,753	36,150	353,603	
	大学卒	1,263	37.5	296,185	32,506	263,679	
	短大卒	741	35.3	310,967	37,340	273,627	
	高校卒	234	41.4	273,845	24,589	249,256	
	中学卒	282	40.1	276,815	26,540	250,275	
種	技術係員	6	40.2	241,506	22,733	218,773	
	大学卒	942	34.9	336,168	59,101	277,067	
	短大卒	664	34.1	350,058	64,393	285,665	
	高校卒	116	36.0	299,589	47,171	252,418	
	中学卒	157	37.4	306,463	46,505	259,958	
	5	41.0	312,352	42,987	269,365		

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
務	工 場 長	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
・	事 務 部 長	28	51.9	490,931	585	490,346	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	21	51.1	488,762	-	488,762	
	短 大 卒	2	55.5	537,078	7,500	529,578	
	高 校 卒	5	53.8	479,420	-	479,420	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技	技 術 部 長	12	51.7	483,131	10,126	473,005	同上
	大 学 卒	8	49.5	463,018	7,519	455,499	
	短 大 卒	2	51.5	599,681	30,865	568,816	
	高 校 卒	2	61.0	448,450	-	448,450	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
術	事 務 部 次 長	16	52.0	444,010	-	444,010	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大 学 卒	13	51.8	443,478	-	443,478	
	短 大 卒	3	52.5	446,163	-	446,163	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	技 術 部 次 長	2	52.5	483,428	-	483,428	同上
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職	事 務 課 長	25	48.3	377,327	4,455	372,872	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	10	47.3	379,190	-	379,190	
	短 大 卒	5	45.0	393,871	-	393,871	
	高 校 卒	10	51.0	367,333	11,044	356,289	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	43	49.5	402,249	10,398	391,851	同上
	大 学 卒	28	48.4	406,677	11,789	394,888	
	短 大 卒	4	51.0	435,447	30,326	405,121	
	高 校 卒	11	51.5	379,610	-	379,610	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事	事務課長代理	15	50.0	432,728	30,287	402,441	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	11	51.0	463,465	40,622	422,843	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短大卒	2	43.9	338,037	-	338,037	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高校卒	2	50.6	347,279	-	347,279	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	中学卒	-	-	-	-	-	課長代理及び課長代理級専門職
務	技術課長代理	18	46.7	362,095	12,335	349,760	※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	11	45.6	357,837	-	357,837	同上
	短大卒	2	44.5	333,528	-	333,528	
	高校卒	5	50.0	382,888	44,406	338,482	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務係長	60	46.6	362,087	23,327	338,760	係の長及び係長級専門職
	大学卒	32	46.3	374,208	23,327	350,881	
	短大卒	9	44.4	322,268	35,635	286,633	
	高校卒	18	47.5	360,269	14,542	345,727	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技	技術係長	18	46.9	359,780	79,068	280,712	同上
	大学卒	11	45.6	349,871	67,685	282,186	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	48.0	382,993	104,960	278,033	
	中学卒	-	-	-	-	-	
術	事務主任	47	40.2	303,971	28,208	275,763	係長等のいる事業所における主任
	大学卒	29	35.6	309,893	29,622	280,271	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	短大卒	8	49.7	312,209	19,080	293,129	係長等のいない事業所において、職能資格等
	高校卒	10	45.7	281,708	31,051	250,657	が上記主任と同等と認められる主任
	中学卒	-	-	-	-	-	※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
係	技術主任	38	41.4	356,013	72,823	283,190	同上
	大学卒	26	39.4	353,149	72,860	280,289	
	短大卒	6	42.2	369,756	90,997	278,759	
	高校卒	4	50.5	352,314	46,709	305,605	
	中学卒	2	47.5	359,418	70,053	289,365	
職	事務係員	267	37.1	257,298	22,672	234,626	
	大学卒	134	34.5	265,994	23,090	242,904	
	短大卒	58	40.2	246,966	20,724	226,242	
	高校卒	74	39.7	248,417	23,683	224,734	
	中学卒	x	x	x	x	x	
種	技術係員	103	33.2	289,233	44,883	244,350	
	大学卒	57	33.5	289,496	37,293	252,203	
	短大卒	9	32.9	283,541	35,334	248,207	
	高校卒	31	33.3	289,545	56,712	232,833	
	中学卒	6	30.8	293,925	70,890	223,035	

## その2 給与比較の対象外職種

全規模

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。	
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	x	x	x	x	x		
	守 衛	26	47.8	431,956	99,453	332,503		
	用 務 員	x	x	x	x	x		
教育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	60.4	713,204	-	713,204		
	大 学 教 授	72	55.8	648,014	-	648,014		
	大 学 准 教 授	55	48.0	540,228	-	540,228		
	大 学 講 師	39	42.1	450,840	-	450,840		
	大 学 助 教	24	39.3	408,313	-	408,313		
職 種	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x		
	高 等 学 校 教 頭	6	54.7	601,805	4,120	597,685		
	高 等 学 校 教 諭	87	44.6	484,658	13,615	471,043		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者,上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	66	51.2	698,388	1,568	696,820		
	研 究 室 ( 係 ) 長	51	47.0	548,215	122,936	425,279		
	主 任 研 究 員	110	42.7	425,705	67,849	357,856		
	研 究 員	99	35.8	380,836	54,617	326,219		
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者	
	副 院 長	4	61.8	1,313,535	69,785	1,243,750		
	医 科 長	23	54.7	1,083,493	132,073	951,420		
	医 師	23	34.0	627,112	85,664	541,448	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	歯 科 医 師	2	27.5	525,213	86,824	438,389		
	関 係 職 種	薬 局 長	3	54.9	529,682	-	529,682	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	33	38.1	349,234	53,075	296,159	
		診 療 放 射 線 技 師	36	38.0	382,934	55,504	327,430	
		臨 床 検 査 技 師	36	37.5	375,692	58,018	317,674	
		栄 養 士	20	36.5	284,548	9,887	274,661	
理 学 療 法 士		61	33.3	299,331	24,291	275,040		
作 業 療 法 士		43	31.8	304,902	28,501	276,401		
種	総 看 護 師 長	4	56.7	509,812	60,469	449,343	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上	
	看 護 師 長	57	44.9	460,054	77,701	382,353		
	看 護 師	171	32.3	332,166	70,136	262,030		
	准 看 護 師	47	42.3	288,673	37,367	251,306		

### その3 再雇用者

全規模

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
					円		円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	2	61.4	1,077,074	-	1,077,074	その1の1全規模の 備考欄参照
	事務・技術部長	55	62.2	495,723	3,509	492,214	
	事務・技術部次長	24	63.2	420,799	668	420,131	
	事務・技術課長	70	61.8	394,562	12,701	381,861	
	事務・技術課長代理	2	62.4	265,840	-	265,840	
	事務・技術係長	52	62.5	304,261	17,090	287,171	
	事務・技術主任	12	62.3	348,899	44,005	304,894	
	事務・技術係員	566	62.4	265,235	19,690	245,545	

第16表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
7 級	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	—————	—————
6 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
5 級			
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2・3 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第17表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり			採用なし	
			初任給の改定状況				
			増額	据置き	減額		
大学卒		計	43.9	(45.4)	(54.6)	(0.0)	56.1
		500人以上	43.8	(58.3)	(41.7)	(0.0)	56.2
		100人以上 500人未満	44.4	(36.2)	(63.8)	(0.0)	55.6
		100人未満	42.0	(29.1)	(70.9)	(0.0)	58.0
高校卒		計	23.3	(51.5)	(48.5)	(0.0)	76.7
		500人以上	21.1	(54.2)	(45.8)	(0.0)	78.9
		100人以上 500人未満	24.2	(50.8)	(49.2)	(0.0)	75.8
		100人未満	29.8	(45.3)	(54.7)	(0.0)	70.2

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

役職 段階	企業規模	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
			係員	計	96.9		42.4
係員		500人以上	98.8	42.6	88.9	67.5	1.2
		100人以上 500人未満	96.3	53.7	79.8	38.5	3.7
		100人未満	93.1	40.9	72.3	37.5	6.9
課長級		計	88.8	36.3	77.5	43.5	11.2
		500人以上	86.5	29.2	80.8	55.5	13.5
		100人以上 500人未満	91.3	43.4	76.2	35.0	8.7
		100人未満	88.0	34.0	70.2	34.1	12.0

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含めて集計したものである。  
 2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)	円 369,533	円 269,495
	上半期 (A 2)	円 367,824	円 264,691
特別給の 支給額	下半期 (B 1)	円 828,100	円 510,383
	上半期 (B 2)	円 832,549	円 526,297
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	月分 2.24	月分 1.89
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	月分 2.26	月分 1.99
	年 間 計	月分 4.50	月分 3.88

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	46.5	53.5	47.8	52.2	53.1	46.9
500人以上	38.7	61.3	41.3	58.7	51.8	48.2
100人以上 500人未満	51.0	49.0	51.6	48.4	54.2	45.8
100人未満	53.9	46.1	53.4	46.6	53.3	46.7

第21表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		76.3%
	配偶者に家族手当を支給する	(89.1%)
	子に家族手当を支給する	(98.8%)
家族手当制度がない		23.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,458円
	配偶者と子1人	15,535円
	配偶者と子2人	20,590円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、子について1人につき10,000円、子以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	54.3%
非支給	45.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.8%	86.6%	13.1%	0.2%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課長級	44.7%	21.8%	55.3%
非管理職	48.9%	24.4%	51.1%

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（次表において同じ。）。
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
71.5%	84.7%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費及び労働経済関係資料



## 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費者動向の変動分を加味して、平成31年4月の費目別標準生計費を算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,018	44,157	54,669	65,181	75,693
住居関係費	58,597	47,012	50,627	54,249	57,865
被服・履物費	2,384	6,724	7,471	8,219	8,966
雑費Ⅰ	29,899	26,525	45,068	63,599	82,143
雑費Ⅱ	5,656	13,270	16,119	18,967	21,819
合計	124,554	137,688	173,954	210,215	246,486

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間												
	全国（全国調査）									広島県（地方調査）			
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）		④ 総実労働 時間数 （調査産業計）	⑤ 所定外労働 時間数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）
平成29年度	294.1	0.4	269.0	0.6	0.5	25.2	△ 0.8	147.8	12.6	289.3	0.7	259.9	0.7
平成30年度	296.0	0.6	270.7	0.6	0.6	25.3	0.6	146.8	12.5	288.6	△ 0.2	260.0	0.1
平成30年 4月	298.5	0.2	272.4	0.3	0.4	26.1	△ 1.1	150.8	13.0	291.1	△ 1.6	260.7	△ 1.4
5月	294.5	0.8	269.9	0.8	0.8	24.6	0.1	146.5	12.4	286.3	△ 1.1	258.0	△ 1.0
6月	296.8	0.8	271.8	0.6	0.5	25.0	1.7	152.5	12.4	290.0	△ 0.5	261.4	△ 0.4
7月	296.4	0.8	271.4	0.6	0.6	25.0	1.7	150.8	12.4	287.3	△ 1.4	259.7	△ 0.9
8月	295.5	1.1	270.8	1.1	0.7	24.7	0.9	145.9	11.8	286.6	△ 0.9	258.6	△ 0.8
9月	295.5	0.5	271.2	0.6	0.5	24.3	△ 0.5	143.3	12.2	287.6	△ 0.6	260.2	△ 0.4
10月	298.3	1.1	272.6	1.1	1.0	25.7	1.1	150.2	12.9	292.7	0.5	262.9	0.4
11月	298.7	1.4	272.2	1.3	1.1	26.5	1.0	153.6	13.1	291.4	0.6	260.8	0.4
12月	297.6	0.9	271.5	1.0	0.8	26.1	△ 0.9	145.9	12.8	290.8	0.0	260.9	0.1
平成31年 1月	291.9	0.0	267.1	△ 0.1	0.4	24.8	1.2	136.6	12.1	285.1	0.8	258.3	1.6
2月	292.8	0.3	267.6	0.2	0.6	25.2	1.6	142.1	12.5	284.9	0.3	257.2	1.2
3月	295.3	△ 0.1	269.7	△ 0.2	0.3	25.6	0.3	144.1	12.8	288.8	1.0	261.1	1.8
4月	299.5	0.3	273.4	0.3	0.8	26.1	0.1	148.7	13.1	293.9	0.9	265.2	1.7
令和元年 5月	294.8	0.1	269.4	△ 0.1	0.2	25.3	3.0	141.4	12.4	288.8	1.0	262.0	1.6
6月	297.6	0.3	272.4	0.3	0.7	25.2	0.8	147.4	12.3	291.5	0.4	264.5	1.3

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、  
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「職業安定業務月報」

- (注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については平成27年平均=100とした指数を基礎としている。  
2 ⑧の増減率は実数比較による。  
3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
				全国		広島市		全国	広島市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
29.4	0.3	154.2	14.6	283.0	0.3	303.1	△ 1.2	0.7	0.6	1.3	2.7	1.54
28.6	△ 2.9	153.0	14.2	287.3	1.5	282.3	△ 6.9	0.7	0.4	0.5	2.4	1.62
30.4	△ 3.3	157.3	14.7	294.4	△ 0.5	319.3	7.1	0.6	0.5	0.5	2.5	1.60
28.3	△ 0.8	150.5	13.7	281.3	△ 0.6	253.1	△ 22.2	0.7	0.5	0.6	2.3	1.61
28.6	△ 1.8	159.7	14.2	267.6	△ 0.4	255.9	△ 13.2	0.7	0.6	0.5	2.5	1.61
27.6	△ 5.4	153.8	13.8	283.4	1.5	299.4	△ 0.3	0.9	0.7	0.2	2.5	1.62
28.0	△ 2.3	151.9	13.3	292.5	4.3	272.1	△ 11.8	1.3	1.1	0.3	2.4	1.63
27.4	△ 1.7	148.1	13.7	271.3	0.9	263.1	14.3	1.2	1.1	0.1	2.4	1.63
29.8	2.1	157.5	14.9	290.4	2.7	290.4	4.9	1.4	1.1	0.1	2.4	1.62
30.6	1.5	160.2	15.0	281.0	1.3	273.4	△ 14.6	0.8	0.4	0.1	2.5	1.63
29.9	△ 1.8	153.0	14.9	329.3	2.2	333.4	5.3	0.3	△ 0.1	0.1	2.4	1.63
26.8	△ 6.9	142.3	13.3	296.3	2.3	324.9	19.0	0.2	△ 0.5	1.3	2.5	1.63
27.7	△ 7.3	149.4	13.8	271.2	2.1	314.3	17.0	0.2	△ 0.4	1.2	2.3	1.63
27.8	△ 6.5	152.2	14.7	309.3	2.7	332.2	16.2	0.5	0.0	1.1	2.5	1.63
28.6	△ 5.6	156.6	14.7	301.1	2.3	305.7	△ 4.3	0.9	0.3	1.1	2.4	1.63
26.8	△ 5.2	147.5	13.8	300.9	7.0	344.0	35.9	0.7	0.2	0.8	2.4	1.62
27.1	△ 5.4	155.4	14.1	276.9	3.5	304.2	18.9	0.7	0.0	1.0	2.3	1.61





